

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第五号

平成十六年三月十九日(金曜日)

午前九時三十三分開議

出席委員

委員長 根本 匠君

理事 今井 宏君 理事 江渡 聡徳君

理事 櫻田 義孝君 理事 塩谷 立君

理事 鈴木 康友君 理事 田中 慶秋君

理事 吉田 治君 理事 井上 義久君

今村 雅弘君 遠藤 利明君

小野 晋也君 大野 松茂君

川崎 二郎君 小島 敏男君

小杉 隆君 小西 理君

河野 太郎君 佐藤 信二君

菅 義偉君 平井 卓也君

藤井 孝男君 増原 義剛君

松島みどり君 宮路 和明君

梶原 康弘君 菊田まさこ君

近藤 洋介君 篠原 孝君

高山 智司君 樽井 良和君

辻 恵君 中津川博郷君

中山 義浩君 計屋 圭宏君

村井 宗明君 村越 祐民君

渡辺 周君 江田 康幸君

河上 覃雄君 塩川 鉄也君

坂本 哲志君

經濟産業大臣 中川 昭一君

内閣府副大臣 伊藤 達也君

經濟産業副大臣 坂本 剛二君

經濟産業大臣 泉 信也君

經濟産業大臣政務官 江田 康幸君

經濟産業大臣政務官 菅 義偉君

政府参考人 大久保良夫君

(金融庁総務企画局審議官)

政府参考人  
(經濟産業省大臣官房審議官) 齋藤 浩君

政府参考人  
(經濟産業省大臣官房審議官) 桑田 始君

政府参考人  
(經濟産業省經濟産業政策局長) 杉山 秀二君

政府参考人  
(中小企業庁長官) 望月 晴文君

参考人  
(日本銀行企画室審議役) 山口 廣秀君

經濟産業委員會専門員 鈴木 正直君

委員の異動  
三月十九日  
補欠選任  
小島 敏男君 大野 松茂君

同日  
補欠選任  
辻 恵君 篠原 孝君

同日  
補欠選任  
篠原 孝君 辻 恵君

同日  
補欠選任  
大野 松茂君 小島 敏男君

同日  
補欠選任  
篠原 孝君 辻 恵君

同日  
補欠選任  
大野 松茂君 小島 敏男君

同日  
補欠選任  
篠原 孝君 辻 恵君

同日  
補欠選任  
大野 松茂君 小島 敏男君

同日  
補欠選任  
篠原 孝君 辻 恵君

同日  
補欠選任  
大野 松茂君 小島 敏男君

同日  
補欠選任  
篠原 孝君 辻 恵君

内閣提出、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案及び商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として日本銀行企画室審議役山口廣秀君の出席を求め、意見を聴取し、また、政府参考人として金融庁総務企画局審議官大久保良夫君、經濟産業省大臣官房審議官齋藤浩君、經濟産業省大臣官房審議官桑田始君、經濟産業省經濟産業政策局長杉山秀二君及び中小企業庁長官望月晴文君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○根本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○根本委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。櫻田義孝君。

○櫻田委員 自由民主党の櫻田義孝でございます。

本日は、中小、中堅企業関係法案に関連しまして、幾つか質問させていただきます。

言うまでもなく、日本経済というものは中小企業で支えられておるということで、企業の九九・七％が中小企業である、また従業員も七割近いというふうなことにかんがみ、中小企業の健全育成と発展というものが日本経済を支えていると言っておいても過言ではないと思います。もちろん、トヨタのように一兆円近い利益を出す企業も必要であることが最も現在の日本に必要なのではない

だろうか。こんな観点から、景気の明るさが見えつつある中でも景気回復の地合いを確かなものにするために、中小、中堅企業というものをしっかりと育てていくことについて質問させていただきたいと思ひます。

今回は、中小企業金融公庫の証券支援化メニューの増大という、いろいろと改正案が出ておりますが、私のこれまでの問題意識をもとにいたしまして、中小企業金融に關し、幅広い観点から率直な意見を申し上げたいと思つております。

まず第一に、我が国の中小企業を見た場合、特に土地の担保をしっかりとって融資をするという方法が、従来、長い伝統の中で金融界にはびこっているところでありまして、二、三％の金利を取って土地をがっちりとするというやり方がありますが、一方で、多くの問題を残した商工ローンのように、一〇％から二〇％、三〇％近い、上限金利に近いような金利までも取って貸すという金融があります。

しかしながら、その中間にある七、八％、七％から一〇％程度というようなミドルの融資主体というものが日本にないのが現状であります。これに対して、私は、今後、このミドルにある金融機関というものの存在があつてもいいのではないかと、それに対してリスクもあると思ひますが、この土地担保主義から離脱をさせる意味でもこのような金融機関があつてもいいと思ひますが、そういう観点から、こういうミドルの金融機関の育成につかまして、無担保無保証も含めまして、役割を担う金融機関のあり方として、經濟産業省の所見というものを伺いたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○菅大臣政務官 おはようございます。

今、櫻田委員からお話がありましたけれども、中小企業の経済状況を考えるときに、全く私も同

感であるというふうに考えております。

まず、今、我が省の政務官をやられて、当時からこのことを強く訴えられた、そうしたことにかんがみまして、我が省としまして、無担保無保証の融資の拡大、これに現在努めておるところであります。

具体的に申し上げますと、ことしの四月から、中小公庫や商工中金の創業・新事業向け融資制度においては、経営者本人の保証をとらない融資額、これは三千万までというものを創設します。あるいは、国民公庫におきましては、無担保無保証、新創業の融資ですね、今日までは五百五十万でしたけれども、これを七百五十万と二百万を拡大する。さらに、第三者保証なしの融資制度でありましたけれども、これも一千万から一千五百万までとリスクを若干緩和した中で、こうしたことを今行っています。

そして、今回の法律改正にありますように、中小公庫による証券化支援策、こういうものをしっかりと、私ども、皆さんの御理解をいただいて確立することによって、無担保無保証、やる気のある中小企業を支援する仕組み、政府を挙げて取り組んでいきたいというふうに思っています。

さらに、七%から一〇%のミドルの問題もありましたけれども、これも金融庁と緊密な連携をとりながら前向きに取り組んでいきたいと思っております。ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○櫻田委員 大変前向きなお答えをいただいて、ありがとうございます。

民間金融機関でも、やはり連帯保証人というものがあります。昔、昔というのはちよつと前ですけれども、私が経済産業政務官になったときに、一番最初に私のところに陳情という形になったのは、連帯保証人に私がなっているんだけれども、そもそも地縁、血縁で連帯保証人を頼まれるので、実際はその事業に携わっていないので、事業のわからないところの保証人になるんだから大変なんだよ、何とかこの第三者保証人というものはぜひ撤廃してくれるような政策を打ち出しても

らえないかと言われたのが、陳情の第一でありました。

そんな中で、平沼前経済産業大臣が、私の地元柏に来たときに、第三者の連帯保証人というのは世界でもまれに見る制度であつて、これはぜひ撤廃をしたいというふうに、私のところのタウンミーティングの発言でありましたけれども、大臣みずからのそんな発言がありましたので、脱連帯責任保証というものを今後とも強力に進めていきたいと思いますが、それにつきましても、さらにもう一歩踏み込んだ形でひとつお願いをしたいというふうに思います。

かつて、住友何がしという銀行にいた役員の方が、我が社は担保なしで融資をしようと言ったから、そのときに頭取に怒られて、その会社をやめてからあるビル会社に行つて、シェアを半分以上とつていたビル会社を席巻して社長になつて、目ききというものを大事にして成功したビル会社の社長も日本においででございますので、そういった点、目ききという観点からも、ぜひ経済産業省の所見を聞きたいというふうに思っています。

○中川国務大臣 おはようございます。

今、櫻田委員の御指摘ですが、非常に大事なポイントだと思えます。もちろん、企業あるいは資金需要が必要などに対して資金を供給するというとき、特に議論の前提であります日本を支えている中小企業に対して資金需要にこたえるというときには、リスクが伴うわけでございます。お金を貸すということは、必ずリスクが伴う。

したがつて、担保があつたり保証があつたりというところでありますけれども、こういう経済情勢、あるいは今平沼前大臣のお話でございますけれども、世界の先進国を見てみると、余りにも今まで有担保原則、特に土地を中心とした有担保原則、そしてまた保証、本人保証、第三者保証を含めた保証。保証というものは無限責任ということになるわけでございますから、そういう意味でそれが、こういうスピード感が必要な時代、あるいは

はまたいろいろなニーズにこたえていくときにできるだけ軽減をしていかなければならないということは、一つの大きな時代の要請だと思っております。

と同時に、リスクを伴うわけですから、そのリスクに対してどこまで、ハイリスクでノーリターンということになつてはこれはまた経済に対する影響があるわけでございますから、その辺をどういったバランスをとるかということが、さつき言った中程度のところに対する視野が必要ではないかという御質問にも通じていくんだと思いますけれども、いろいろなラインナップをそろえて、そしてまた、それが提供する側にももちろんリスクがあると同時にメリットもある。あるいはまた借りる側は、もちろん必要なお金が提供できると同時に、過度ながちがちな保証があつたりがちがちな担保が必要だということでも意味がないわけでございますから、その辺のバランスが難しいんですけれども、総じて、担保なり保証なりを軽減していく方向。

それから一部には、今答弁いたしましたように、無担保とか無保証というものもございすけれども、流れとしては、やはり今までのような担保がなきゃだめだ、保証がなければだめだということから、よりいろいろな、自由なというか、いろいろなラインナップをそろえて、その中には御審議をこれからいただくであります証券化の手法なんかもあるんだろうと思ひますけれども、いろいろなラインナップの中で、いろいろなスピンード感あふれる資金調達、あるいはまた資金供給の体制に向かふべくというものが、今我々が求められている基本的な方向ではないかというふうに考えております。

○櫻田委員 民間の金融機関について、引き続きお尋ねしたいんです。

民間の銀行の頭取は、今大臣が言われましたように、なことが非常にこれから大事なわけでありすけれども、よく目ききをして事業性について融資をするようにということを言うんですけれども、

今の銀行の頭取自身が、目ききによつた、事業計画に基づいた融資をする、こういう習慣、訓練を全然受けていなくてそのノウハウを持っていないということが明らかにありますので、そういう面をぜひ留意していただきたいと思っております。

そして、民間金融機関から、政府系金融は民衆の圧迫だ、こういう批判が、よく我々のところに陳情に来るんですけれども、何を言っているんだ、民衆圧迫どころか貸し渋り、貸しはがしで苦しませているのはあなた方銀行ではないかというようなことを私はお話しさせていただくんですけれども、今銀行のシステムが、やはりこういう初めて新しい事業家に融資をする場合、政府系の金融公庫から借り入れをして、保証協会を使つてまず融資をさせて、それから一年か二年返済状況を見て、それから民間の銀行さん、金融機関が融資をするというのが定番になっておりますので、政府系の金融機関が貸す前に民間の銀行が融資をして、その後政府系が民衆の補完としての融資をしているのか、どっちが先なんだよくこれから吟味をする必要があるというふうに私は思っておりますので、民間の融資と兼ね合わせながら、ぜひそういったことについても政府系金融のあり方というものを考えていただきたいと思っております。

また、私は、今政府系金融が、この三年間程度を見ますとほぼ横ばい、それに対して大銀行は、特に貸しはがしとか貸し渋りが多く、中小企業に対する割合はもつと大きいということが言われておりますが、政府系金融におきまして、今後の方針として、現状程度で横ばいでやつていかうかという考えを持っているんだか、これからはやはり民間の方に任せてだんだん手を引こうという考えを持っているんだか、やはり民間は今頼れないのもつと拡充していこうと言っているんだか、その方向性についてお伺いしたいと思ひます。

○中川国務大臣 先ほど金融の一般的なお話をさ

○櫻田委員 最後になりますが、中小・ベンチャーファンド法の一部改正というものが今回上

その場合に、今見ておきますと、どうしても、たとえ政府系金融機関であっても、借りるのが、運転資金が五年、設備資金で七年、そういう短さ。もちろん、理屈からいいますと、設備資金は七年で回収できるようなものでないとだめだというのは理屈はわかるんですけども、なかなかできない状態で、これを長い期間に延ばせないか。いろいろな借りかえなんかやっているけれども、期間がどうしても短いままなので厳しい。これを、例えば十年、十五年といったような期間を、政府系金融機関が、中小企業金融公庫を初めてするところがそういう融資というものを設定する

証の方で対応、現状としてはニーズが非常に高いものというふうには私は認識を持っておりですが、御意見として承らせていただきたいと思います。

○松島委員　つまり、短期ですとどうしても一月の、総コストの問題はございますけれどもそれ以外に毎月毎月返すのが、三千万借りても毎月三十万返さなきゃいけない、四十万返さなきゃいけないということが非常に月々の重い負担になっているものですから、ぜひいろいろな形でこれから進めていただきたいと思っています。

それと、今回の中小企業金融公庫による証券化の支援、証券化促進業務、これは保証型と買い取

○望月政府参考人 信用保証協会に関する一〇  
 ○%保証については、いろいろ先生今御指摘あつたような御議論もございます。それで、部分保証をもつと導入すべきではないかという御議論があつて、私どもとしても、御指摘の部分、かなり傾聴しなきゃいけないことがあろうかと思つております。

したがいまして、これを一気に導入するというのはなかなか、社会的に激変でございますので大変でございますが、例えば新しい手法で、売り掛け債権の担保保証融資制度などを導入いたしましたときには、新しい制度で、しかも、リスクにつ

いて金融機関もきちんと負担していただいた方がいいということもございました。ものですから九割の保証にとどめて、一定程度の部分保証を試みて導入したりしているわけでございます。

全体として、今後信用保証協会の部分保証についてどういうふうに考えていくかというのは、少し時間をかけて考えていかなきゃいけない問題だろうというふうには思っております。

ただ、本件、御審議いただいております中小公庫の証券化の仕組みにつきましては、保証型におきまして、当初から、事後の管理も非常に大切なものでございますので、民間金融機関もリスクをきちっとシェアをするという観点から、七割の保証にとどめて制度をスタートしているところでございます。

○松島委員 いい試みだとそれは評価させていただきます。

一般に中小企業という言葉で総称されるのですけれども、現実には中小企業、中堅企業と中小企業と零細、零細という言葉が悪ければ小規模事業というの、やはりかなり異なるものだと思います。私自身は、中小企業基本法、これは私が当選する前に資本金三億円以下まで引き上げられたんですけれども、そうしたら逆に資本金が五千万以下の小規模事業基本法みたいなものをつくらなきゃいけないんじゃないか、全く状況が違ふというふうな常々考えている人間でございます。

それで、零細企業ということ、従業員が例えば五人未満とかそういう会社が多いために多いためにすけれども、そのことを考えますと、今回の中小企業金融公庫のやり方でも、保証型の場合、主に都銀を通じて貸している一件三千万円ですとか五千万円とかそれぐらいの規模を考えておられるように、それから買い取り型の方、これはより小さい、それよりは小さいところを考えておられるようにですけれども、それでも一件一千万円とかぐらゐからのそういう規模で、オーダーで考えているように伺っております。

ただ、現実には、一千万借りるために悩んでいるんじゃないに、三百万、五百万がなかなか借りられないで、あるいはそういったような状況で大変な思いをしている、資金繰りにも苦しんでいる零細企業は数多く世の中にあるわけでございまして、このあたりの小さな会社として小口についてはどのように、これにまで対応を上げていただきたいんですけれども、大臣、どのようにお考えになりますか。

○坂本副大臣 今般の証券化事業というのは、民間金融機関の無担保無保証というのが円滑に行えることを支援する目的で行われております。

先生おっしゃいますように、いろいろな規模があるわけでございますが、この制度の運用に当たっては、できるだけさまざまな地域、さまざまな業種、さまざまな規模、幅広くこの支援が行われますように制度を運用したいと考えております。

また、特に小規模零細企業のために、国民金融公庫がことしの四月から、先ほど来から話もありますように、無担保で無保証の融資制度を五百五十万から七百五十万に、それから第三者保証人を不要とする融資の限度額を一千万から一千五百万に拡充することになっております。

さらに、零細企業の方々に活用していただけるように、簡素でわかりやすいパンフレットを作成して、政府系金融機関等々で相談や説明会の実施に当たっておるわけでございます。

また、全国どこからかけても最寄りの中小企業・ベンチャー総合支援センターにつながる、なんでも相談ホットラインというのが去年の十二月から開設されておまして、一生懸命頑張っております中小企業者の相談等に対して、きめ細かく今後ともこたえていくこととしております。

○松島委員 そのわかりやすいパンフレットと称されるものを私も時々いただくんですけども、何か、色がグリーンとか黄色とかいろいろカラフルできれいだけれども、文章自身がわかりにくかったりしますので、ぜひよろしく願ひしたい

いなということをお思っております。

最後に、今度は繊維のことでございます。中小企業基盤整備機構法改正の中で、繊維関係基金の活用について、これが一緒に出てくると思っております。

私は、実は地元ニット、ニットというのはTシャツとかカットソーとかこういうセーターとかでございますけれども、東京にも産地がございまして、これの産地を抱えておまして、非常に切実な問題でございまして、ぜひ中川大臣にお伺いしたいと思っております。

繊維全般について言えることでございますけれども、既に中国からの輸入がもうこれだけふえてきて、今大変な思いをしております。遅きに失した感はあるんですけども、ただ、昨年から始まりました新しい自立支援事業、私、高く評価しております。これは、個別企業に対して平均三千万円を補助金として、助成金として出す、それも総事業費のうち三分の二まで助成金を出す、かなり思い切ったもので、個別の会社に対する基本的助成金はだめだという、財務省なんかそういうかたくなな姿勢をもとと持っていますけれども、それを打破した非常にいい試みだと私は思っております。

それで、これについて、三つ要望プラス質問をさせていただきます。今申し上げたように、非常に使ってお得な助成金なものですから、私の地元でも、通信販売でこれを使って、通信販売で、新しいチャネルで売り上げを伸ばしている会社もございまして、しかし、その一方で、五百七十五件応募があつて、昨年度という平成十五年、今、間もなく終わる年度です、五百七十五件応募があつて百十件しか受けられなかった。競争率五倍以上でございました。

今、基金はおよそ百五十億円あると聞いているんですけども、これを何年もかけて少しずつ使っていく、取り崩していくというんじゃないかと、今もう、最初に申しましたように、今でも遅

いぐらいですから、もうぎりぎりのところまで来ていますので、どうか、今が生きたか死ぬかのこの業界の潮どきだと思つて、十六年度はもっと、ばんと多くの、たくさんの方々が受けられるように、思い切ってお金を使つていただきたいということが一点。

もう一つは、これがどうも、役所の方や学者が考えた基準とか論理的基準によつて合格したりはねられたりするのじゃなくて、実態として、意欲のある会社に対しては幅広く適用していただきたいということですね。それが二つ目でございます。

それから、最後に、補助金が出るといっても、その出るまでの間、新しいことをやろうと思つたら資金がどうしても先行でかかります。その資金に対して、つなぎとか、融資なりするなり、別枠で、今まで言つたようなことは別枠で何か考えられないか。

以上、要望と質問でございます。

○中川国務大臣 今、松島委員御指摘の繊維関係の自立支援事業でございますが、繊維産業というのは、川上から川下まで非常に幅広く、しかも日本にとつて伝統的であり、また今も大事な産業だと思つておりますので、こういう自立支援事業ということをやりたいと思つております。

まず第一点の、去年は三十億ということでございましたけれども、十六年度は必ずしも、いわゆる百五十と言われている数字を五割割つて三十というところがスタートだったんだと思つていただいても、私は、もっと柔軟に対応したい、決して三十億を十六年度はリミットというふうには考へておりませんので、これは第二点の質問に関係するかもしれないけれども、この自立支援事業にあつた新しい事業であれば、三十億というリミットにこだわらないうことでございます。

それから、第二点については、これはあくまでも国内産業育成、育成といましようか国内産業のために支援をするということでございまして、基本的には国内生産ということが中心ではござ

ざいますけれども、絶対にそれでなければだめだということではなくて、いずれにしても、柔軟性を持たせてやっていきたいというふうに考えておりますし、そのためには、先ほどの目ききとざいませんけれども、経験ある人たちの判断というものが必要になってくると思っております。

それから、三点目のつなぎ資金、つなぎ的なものについては、商工中金に中小繊維製造事業者自立事業関連相談コーナー、長たらしいんですが、要するに、商工中金にこういう自立支援のための相談コーナーを設けてまして、御相談をいただき、場合によっては必要な融資も行いたいと思っております。

さっきの、パンフレットがわかりにくい、まことに申しわけないと思っております。わかってくれなければパンフレットの意味がございません、相談に乗ってくれなければ相談に乗った意味がございせんので、またその辺もきめ細かく御指導いただきたいと思います。

○松島委員 すばらしい御答弁、ありがとうございます。よろしく願ひいたします。

○根本委員長 河上覃雄君。

○河上委員 おはようございます。公明党の河上でございます。

三十分間でございますので、すぐ質問に入りたいと思います。

まず最初に、中小企業金融におけるファンドの活用の意義についてお尋ねを申し上げたいと思っております。

中小企業の事業再生、創業あるいは起業、この促進のために、ファンドを通じて資金供給の活性化というものが私は大変重要であると思っております。しかし、我が国のファンドは、平成三年の実績ベースで見ますと、アメリカの六兆円強、イギリスの七千億強に對しまして二、三千億円と、かなり投資規模としては小さいわけでございますが、この実績は、アメリカの三十分の一、イギリスの三分の一と、欧米に比べてかなり低い水準であります。

そこで、お尋ねをしたいわけでございますが、今回の改正によってファンド投資額はどの程度伸びるとお見込みか。また、ファンドの振興のためにどのような支援策を用意されているのか。さらに、中小企業にとってどのようなメリットが期待できるのか。こうした観点からお答えいただきたいと思います。

○杉山政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、我が国のファンドの実績というのは、アメリカとかイギリスに比べていいますと大変少ないというのは、御指摘のとおりでございます。

御質問の最初の、では、今回の法改正によってどの程度こういったものが改善されるかというお尋ねでございますが、それは、今の状況は、ある意味では、日本の千四百兆円と言われている個人の資金というものがあつたわけでございまして、これからそういったものが活用される余地があるというふうにも言えるかと存じます。

具体的にどの程度ふえるかというのを、数字をきっちり申し上げるのは、正直申し上げてなかなか困難なことだと思ひますけれども、ただ、今言ひましたような状況でございますので、今後、中長期的に見ますと、現在の数倍ないし十倍程度ファンドによる投資が拡大するということを期待してもそれほど、あながち過大なものではないんじゃないかというふうに考えておりました。こういった法改正を一つの契機にしていろいろな課題が克服されて伸びていくということに、私もいろいろな工夫をしていきたいというふうな考えでおるところでございます。

それから、どのようなメリットが中小企業、中堅企業にあるのかというふうなお尋ねでございます。今回の法改正によりまして、従来の出資だけではなくて、融資あるいは債権の買取りといったようなこともこの有限責任組合でできるようになるということでございますので、いろいろな、多様な仕事、あるいは多様なニーズにファンドがござ

たえることができるということになるかと存じます。そういった意味では、中小企業あるいは中堅企業へのメリットというものはかなりあるのではないかと思っております。

それから支援策、こういった法改正以外の支援策のお尋ねでございます。

私もとしては、こういった法改正のほかに、民間の投資資金をファンドに呼び込むためのいわば呼び水という観点から、政策投資銀行とかあるいは中小企業事業団による出資制度を既に設けておりますけれども、こういった制度をより実際活用されるような努力をしていきたいというふうな考えをしております。

○河上委員 ありがとうございます。

ベンチャー企業の育成というのは、非常に我が国の経済の活性化にとりまして大事なことで私は思っておりますし、一つのキーワードであろうと思ひます。

このベンチャーの育成を考えるときに問題となるのが、やはり資金力の不足。今回の改正、あるいはエンゼル税制などの拡充による直接融資の道を拡充するということは、非常に大切なことだと思っております。さらに、直接金融の拡大とともに重要なウエイトを占めているのが、個人保証の問題や、あるいは再挑戦が可能となる環境の整備であらう、このように思ひます。

今回の国会で、個人保証の問題にかかわる破産法が他省庁から改正案として出ておりますが、起業家の再挑戦を阻害している個人保証あるいは第三者保証の問題につきまして、中小企業庁としては、これとは別に何らかの具体的な施策をお考えなのかどうか、この点についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

者本人や第三者の個人保証が求められているという実態があるかと思ひます。現実問題、昨年の私どもの中小企業白書の調査におきまして、八割以上の中小企業は、経営者などの個人保証を提供しているという実態にございまして、

経済産業省といたしましては、こういう背景を勘案しますと、やむを得ずこの金融慣行の改善に向けた環境整備をすることが必要だろうということから、一昨年の六月に中小企業庁において、中小企業向けの会計基準というものを作成いたしました。これを普及することによって中小企業の決算書類の信用力の向上を図る、つまり、中小企業の経営の透明性を図るということなどを取り組んでいくところでございまして、

現に、この結果、税理士協会あるいは公認会計士協会等々の御協力によりまして、こういう透明性を図られた中小企業に對して、民間金融機関がこういった保証のないような融資に向けての新しい制度を発足させるなどの動きが出てきているというわけでございまして、

しかしながら、こういった動きをさらに一層強力にするためには、私どもの関係しております政府系金融機関におきまして、無担保無保証、本人保証もなしというふうな融資の制度を、例えば国民金融公庫の新創業融資制度の、先ほど来出ておりますが、貸付限度額を五百五十万から七百五十万に引き上げるとか、あるいは、中小公庫、商工中金はもとより第三者保証はとっておりませんけれども、この中でも新事業向け融資制度におきまして、例えば財務制限条項などを締結するということのようなことを前提といたしまして、経営者本人の個人保証を免除する制度などの創設を行う等々の努力をしております。

あわせて、先生今御指摘がありましたように、個人保証を行っております経営者が後に過大な責任を負われないよう、破産した場合の手元に残る自由財産の拡大とか、あるいは包括根保証制度などにつきまして、金融庁、法務省等の関係省庁との必要な見直しのための努力を続けているとい

ような実態にございます。

○河上委員 もう一点だけこの関連の質問をいたしますが、中小・ベンチャー企業向けの支援メニューがたくさんございます。しかし、中小企業に浸透していない。先ほどの同僚委員の質問にも出てまいりました。なかなか難しいわけでございます。多くの中小企業は、その支援を未活用のまま経営や事業再建に取り組んでいるわけでございます。資金調達の幅を広げますための今回の改正ではございますが、この新たな制度をどれだけ中小、ベンチャーに浸透させることができるのか、この点がかさだと思ひますが、御見解を伺いたいと思ひます。

○泉副大臣 せっかく委員会での御意見をいただきましたが、いろいろ改正法ができました。御指摘のように、関係者に周知徹底できなければ全く宝の持ちぐされとなることをよく承知しておるところでございます。

我々としては、経済産業省のホームページに本制度の内容やQ&Aを掲げるというようなことをやるほか、わかりやすいパンフレットをつくらせていただく、あるいは全国の商工会議所などにおける説明会を徹底して行う、銀行協会とかあるいはベンチャーキャピタル協会などのファンド関係の業界団体に対しても説明会を催して、啓蒙普及を幅広くやっていきたい。先ほどのお尋ねにございましたような、わかりやすいものでないかならないということもよく踏まえて徹底してまいりたいと思っております。

○河上委員 ありがとうございます。

中小公庫法の改正等について、質問を移します。

まず、証券化支援業務についてでございますが、不動産担保や個人保証からの脱却を目指しながら、政府は今までさまざまなメニューをつくってまいりました。提供いたしてまいりました。売り掛け債権を利用いたしました融資や、トラック等の動産を担保とした融資制度、この創設については我が党も強く主張してきたところで、大変評

価できるものであると思っております。

しかしながら、今回新たに行おうとする貸出債権の証券化が、民間金融機関のリスクを肩がわりする目的ではないということはおわかっておりますし、あくまでも中小企業向けの無担保融資の拡大を目的とするものであるということでは理解をいたしておりますが、ともすると、中小企業者にとつてどのようなメリットがあるのかわかりにくいという問題もございします。

そこで、証券化支援の実効性を高めるという観点、あるいは利用を促進するという上から、民間金融機関等のリスクの分担の考え方、そしてまた、中小企業のメリットとは何か、この点についてぜひともわかりやすく御説明いただきたいと思います。

○中川国務大臣 長官なり局長から、補足があれば答弁させていただきます。あえてわかりやすくというところでございしますから、私ももしあれば頭がごちゃごちゃになるので、私の説明が間違っているという意味で、わかりやすく私の理解で御説明を申し上げますと、今御指摘のように、借りる側から見ると、資金調達の手段の多様化、しかもそれが無担保であるということになりますし、貸す側から申し上げれば、先ほど申し上げたように貸すときにはリスクが伴うから、本当は担保なり保証人なり、がちがちにしておかなければならぬということからの脱却だということになるわけでございます。

だから、お互いにメリットがなければならぬというところで、無担保融資であり、また、その無担保によることによるリスクを、お金の出し手としてとりあえず出すんですけれども、証券化するることによってそのリスクをマーケットに預ける、マーケットが判断をするということになるわけでございます。

したがって、ポイントは、そのマーケットが、先ほど、冒頭御質問がございましたように、マーケットが健全に発展をしていかなければならぬ、これは規模としても発展をしていかなければ

なりませんけれども、質的にも発展をしていかなければならない。この債権は、債権を買う投資家にとつて果たしてどういうメリットがあるのかないのか、どのぐらいのリスクはあるけれどもどのぐらいのリターンも見込めるのかといった、投資家は、これは専門的な投資家から場合によっては個人の、引退された方がちよつとしたお小遣いというふうな投資まで含めて、マーケットが健全に質的にも発展をしていかなければならない。

したがって、先ほど副大臣からも答弁ありましたように、きちつと御説明をしなければいけませんし、そのマーケットを健全に引つ張っていくための専門的な人材というものの育成も必要だと思ひます。

したがって、出し手と借り手との間にメリットがありますねといつても、そのマーケットがきちつと量的にも質的にも発展をして、文字どおりマーケット機能が健全に機能していくことが、この制度がうまくいくための私はポイントではないかというふうな理解をしております。

○河上委員 大臣が簡潔にわかりやすくお話しをいただきましたので、補足はないと思ひますから次へ進めます。

中小公庫と信用保険部門の統合の問題でちよつと気になる点がございしますが、この信用補完制度は、事業団の信用保険部門が中小公庫に移管されて、中小企業融資にとつての重要性は変わらぬというふうな考えをしておりますが、他方、信用保険部門の財政状況というのは非常に厳しい。本年六月の中小公庫への移管時には、基金残高は三百八十億円まで減少する見込みでございまして、業務移管に伴って、十六年度には事業団の高度化勘定から二千五百億円ぐらいの基金が移される、このような状況のもとで、果たして、信用保証制度を維持していく上で支障はないのかどうか、この点についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○望月政府参考人 お答えいたします。信用保険収支について、先生御指摘のように、非常に厳しい状況になっていることは事実でござ

います。平成十三年度に五千七百九十六億円、平成十四年度に六千四百八十八億円の赤字を計上したわけでございます。

私どもといたしましては、この信用保険制度の運営基盤を強化するために、昨年の四月より保険料率を〇・三％引き上げ、それから、平成十四年度までに一兆八千億円の財政資金を投入し、さらに、平成十五年補正予算と平成十六年度の予算案で、合わせて九百七十二億円の信用保険準備基金への出資金の手当て、それから、信用保証協会の設立した債権回収会社、サービサー会社の活用を含みます中小企業者の実情に即した適切な回収の促進というふうなことに取り組んでまいりました。

今後の見通しでございますけれども、本年度の保険収支赤字は四百三十億円程度となると考えております。来年度以降はある程度減少していく、ピークアウトしつつあるというふうな考えております。しかしながら、さはさりながら、当面は引き続き大変厳しい状況であることには変わりはないと思ひます。信用保険制度の運営基盤の改善、先ほど申し上げましたような改善策をさらに一層強化していく、あるいは取り組んでいく所存でございます。

○河上委員 大事な問題でございします。ぜひともしっかりと運営ができるようなことを対応していただきたいと思います。

別な観点で、売り債の話をついたして質問いたしますが、中小企業が保有する売掛債権は約六十二兆円、土地に次ぐ規模を有しているわけでございますが、不動産担保や個人保証に過度に依存してきた中小企業金融の改善の一環といたしまして、売り債の保証制度が創設されたわけでございます。制度の発足時とはかくといたしまして、現在、十六年三月時点で、約二万一千件を超えて利用されている実績がございしますが、しかし、いまだ、現場を歩いてまいりますと、まだ知らない、利用しにくいという声がございします。ちなみに、経済産業省が昨年の十月に実施した

しました譲渡禁止特約債権に対する金融機関の解除交渉経過アンケート結果によりますと、解除してもらえなかったというのが四二・一％、それから難航したが解除したというのは三七・七％、スムーズに解除したというのは二〇・二％という結果でありました。また、これも昨年の二月で、全国の四十七都道府県における譲渡禁止特約条項の解除の状況を伺いましたが、保証協会、金融機関相手の場合に解除する部分解除対応は二十県で行われておりまして、四十七都道府県でございいますからこれは四二・六％に相当します。また、案件別に申し出があった場合に解除する個別解除対応というのが二十四都道府県で五一・一％。特約なしと回答をもらっているのが三県でございまして六・四％。このような実態でございいます。

今御報告のとおり、都道府県におきましても、部分解除あるいは個別解除というのが主力でございまして、私は、さらに利用率を高めるために、制度上のネックと指摘されておりまして債権譲渡禁止特約の解除ということを一層進める必要があろう、このように思っておりますが、今後どのような対応をなさっていくのか、御見解を賜りたいと思います。

○望月政府参考人 売掛債権担保融資保証制度の利用拡大のために、今先生御指摘の債権譲渡禁止特約あるいは風評被害に対する懸念の除去、あるいは売掛債権を担保とする商慣行というものをいかに広めていくか、そういった点についての努力が必要だというふうに考えております。

特に、最初におっしゃいました債権譲渡禁止特約の解除につきましては、まずは国が率先して実施をするということで、これは各省庁挙げて御協力をいただいているところでございます。それから、市町村や県あるいは民間企業に対しても、解除を繰り返し要請しているところでございます。具体的には、昨年末に私も経団連に参りました、関係の皆様にお集まりいただいてこの要請をいたしました。それから、日本商工会議所あるいは事業者団体、これは大手の二十九の事業者団体

を訪問いたしました、直接本制度の利用促進や特約解除を要請しているところでございいます。また、テレビ、新聞、雑誌などによる広報、説明会の開催などを通じて、中小企業や金融機関の普及啓発に取り組み、売掛債権を担保として活用することの風評の払拭を図っているところでございいます。

制度の使い勝手につきましても、中小業者や金融機関などの要望を踏まえまして、先日、売掛債権の掛け目、担保としての評価額を引き上げるなど、利用者のメリットの向上、手続の簡素化などを果た行つてまいりました。

まだまだ潜在的な能力からまいりますと低い水準ではございまいけれども、引き続き万般の努力をすることによりまして、広げていきたいというふうに努力しております。

○河上委員 御努力をいたしておりますことはよく承知をいたしております。さらに市町村に対する対応等、しっかりとお願いを申し上げたいと思っております。

もう一点、中小企業は、不動産担保の価値が下落したことなどによりまして、新しく資金を借り入れることが非常に困難な状態になっておりますが、担保によらない融資へのニーズというものが、担保に対して大きく拡大しております。不動産担保からの脱却を目指す上で、在庫設備などの動産、そしてまた知的財産の担保化、これらの環境整備ということが必要になろうと思っておりますが、今後、これらの問題に対してどのようにお取り組みになられるのか、見解を伺いたいと思っております。

○泉副大臣 過度に不動産担保に依存した融資のあり方が大きな問題になってまいりましたことは委員御指摘のとおりでございいます。このため、いわゆる動産あるいは知的財産を活用した資金調達を道を広げるべきだ、そうした環境整備を整えることが大変重要になってきておると思っております。

こうした認識から、昨年の十二月に、産業金融機能強化関係閣僚等による会合というものがござ

いまして、包括的かつ抜本的な産業金融強化策をまとめたところでございまして、その中に、先生御指摘の動産や知的財産を活用した資金調達に関する制度改正が盛り込まれておるわけであります。

これを受けまして、動産の担保化につきましては、動産譲渡の公示制度の創設、こうしたことを盛り込みました必要な法案を年内にも提出できるように、法務省が中心になって御検討いただいているところでございいます。また、知的財産の担保化につきましても、既に政策投資銀行において一部実績を上げているところでございますが、この通常国会において金融庁が信託業法の改正法案を提出しております、知的財産権信託による資金調達の道が新たに開かれようといったしております。

このようなことをしっかりと詰めてまいり、不動産担保に偏った資金供給の道をもっと広げてまいり所存でございいます。

○河上委員 ありがとうございます。ぜひしっかりと取り組みをお願い申し上げます。

商工会議所、商工会の件等、まだ通告いたしました質問がございいます。あと五分になってしまいましたが、きょうは割愛をさせていただきますと思っておりますが、最後に、先ほども同僚議員から出ましたパンフ等のお話を少しさせていただいて、今後の取り組みをお願い申し上げたいと思っております。

中小企業の活性化なくして日本経済の再生はない、私はこう思います。そこで、中小企業経営者の皆さん方と、私の地元でも、あるいは、我が党といたしましても中小企業活性化対策本部、こういう本部を立ち上げて動いておりますが、全国をいろいろと回ってまいりました。そこで、何が足りて何が足りないのか等、いろいろな御意見やさまざまな要望を聞いてまいりました。それがいろいろと反映されているところもございいますが、私はそこへ回つてみますと、政府がいろいろ政策を

やっておりますが、案外知らない、結構知らない、そういうことに驚きました。

そこで、中小企業庁にも昨今お願いをいたしましてパンフレットを作成していただいたわけでございまして、御努力はいただいていることはわかりますが、我が党としても、実はパンフレットをつくって、全国の地方議員の皆さんに持ってもらうて、そして、それを活用してやってもらいます。どうぞ、きょうは見本で持ってまいりました、二冊今発刊をいたしまして、一冊目に出したのがこれでございます。

大臣は、冒頭、同僚議員の質問に対しまして、わかりやすいという。

宣伝はここのでございまして、あと二ページ以下は、「資金繰り円滑化借換保証制度」、シンプルにわかりやすく、文字は少なく、だれでも読めるように、「これまでの借入金」「セーフティネット貸付制度の拡充」、さまざまな簡単にわかりやすいパンフレットをつくって私どもの党として出した。後でござらんたいだいたいと思っております。

もう一つは、「中小企業応援ブック 中小企業の元気が日本の元氣！」というところで、資金繰りのサポート等々、こういうものを、「個人の保証・担保は要りません」「新規開業の方に無担保・無保証融資を」「自動車の買い替えをバックアップします」、NOの問題、PM法、排気ガスの問題、さまざまな問題、「まだまだあります！中小企業支援策」、こういうような、まだまだ続きますが時間の関係で、ございませぬが、中小企業にとつて重要な税制も、わかりやすくつくつて、現在二冊出して全国に回しております。

先ほど、泉副大臣からの御答弁もございまして、だれが見てもわかりやすいということと、そして、どんなにいい制度をつくっても、知らないれば使えないわけでございまして、そういう意味で、わかりやすいパンフ、ホームページ等だけではなくて、本当に皆さんが、ああ、使い勝手がよくなったと言えようような周知徹底のお取り組みを、ぜひとも全体としてお願いを申し上げます。

いと思いますが、大臣、ぜひ御答弁をよろしくお願いいたします。

○中川国務大臣 先ほども似たような御指摘がありました。我々、もちろん、よかれと思つて、お役に立ちたいと思つてやっているのでありますが、知らない、あるいはまたパンフレットを見てもわからない、あるいは相談に行つても説明がよくわからないということでは、これは全然、意味、目的を達成できないわけでございますから、まさに御指摘は非常に大事なポイントであります。どんなにいい制度をつくつても、相手に届かなければ何の意味もないわけでございます。

そういう意味で、パンフレットとかあるいはテレビ、あるいはいろいろなマスコミ媒体、あるいはインターネット等々を通じてやつておりますし、例えば中小企業の再生であれば支援協議会、あるいはまた全国八ブロックの相談窓口、五十七、そしてまた、商工会議所単位でもいろいろ相談窓口をとっておりますけれども、どうも実態としては、聞こえてくるのは、わかりにくいとか、どこに行つていいかわからないという御指摘でございます。

その辺は、もう折に触れて事務局にも、発信する側が頑張つたからといつて終わるんじゃないかと、さて、向こう側の、困っている人、利用したい人、意欲のある人のニーズにこたえられるかどうか最終目的でございますから、できるだけ本当にわかりやすいようにしていくためにどうしたらいいか。

今のところ、頑張りますと言つただけでは答えにならないわけですが、まさに、御党が、全国十カ所ですか八カ所ですか、いろいろなところを回られて、実態をお聞きになつた上でつくられたパンフレットということでございますので、そういうものも参考にさせていただきながら、どうやって、広い意味の広報活動といましようか、説明も、ある意味では説明責任の時代でございますから、制度をつくつただけではだめでございますして、説明責任まで含めて我々努力をしていきます。

いと思ひますので、そのパンフレットも参考にさせていただきますながら、さらに努力をさせていただきますと思ひます。

○河上委員 ありがとうございます。終わります。

○根本委員長 近藤洋介君。

○近藤(洋)委員 民主党の近藤洋介でございます。

本日は、中小企業関連三法案につきまして我が民主党から七名の議員がこれから質問に立つ予定でございますが、トップバッターとなる私は、中小企業金融公庫法改正案につきまして、関連しまして、中小企業金融政策そして産業政策についてお伺いしたいと思つております。

政府は景気の回復を盛んに喧伝しているような気がするわけでありまして、その中身を見ますと、大都市型であり、輸出型であり、大企業型であると云えるかなと思つておるわけでありまして。その意味では、日本の国内の産業が非常に二極化が進んでいる、二極分化が進みます進んでいるような気がしてなりません。日本の土台である中堅企業、それも地方の企業、状況というのは今瀬戸際ではないかと思つておるわけでありまして。

このたびの中小企業金融公庫法の改正によりまして、証券化という仕組みを活用して、中小企業に対して無担保、さらには第三者保証人なしの融資をふやす道が広がる、民間企業の金融機関の背中を押す、そして中小企業金融公庫も一部リスクを負担するという改正案であると思つておりますけれども、現在の中小企業を取り巻く環境を考えれば、その趣旨自体は悪いことではないかと私個人は思つておつたわけでありまして。

しかし同時に、この施策はやや遅きに失した部分もあるのではないかと感じておるわけでありまして。

何かと言われれば、現状認識を政府が誤つたこと、さらには経済政策のTPOを完全に間違つたことだ、このことが言えるかと思つています。結果として、金融がぼろぼろになつてしまつたと思つたわけでありまして。その最大の被害者が地方経済であり中小企業なわけである、現在の状況だと思つておるわけでありまして。

そこで、大臣にぜひお伺いしたいのですが、経済産業省はこれまで何度か中小企業対策というのを、過去、これまで打つてきたわけでありましてけれども、今回の施策で総額で約二千四百億円の無担保融資を実現させるということで当局から伺つておりますけれども、今回の新しい証券化を活用しました無担保融資の仕組みの一連の施策の中で位置づけと、さらには、あえて言います、ぼろぼろになつてしまつた金融、とりわけ中小企業金融の立て直しに向けた大臣の思いをまず最初にお伺いしたいと思ひます。

○中川国務大臣 私も経済認識は近藤委員とほぼ基本的に同じでございます。これで経済政策を巡航型、あるいはまた抑制型にするなどという状況にはとてもないというふうに思つております。特に、御地元の山形、あるいは九州、そして私の北海道のようなところを含めて、多くの地方は大変厳しいと思つております。特に中小企業、日本の屋台骨である中小企業については一層厳しいのだらうと思つております。

そういう中で、政府の今までとつてきた政策がどうこうということについては立場が違いますのであえてお答え申し上げませんが、とにかく今やるべきことはやつていこうということ、この証券化という手法が、多くの、ここ数年やつてきたあらゆる、いわゆる産業金融に対する手法の一つでございます。

遅きに失したかと言われれば、失したとは言ひませんが、もっと早くやりたいという気持ちにはあるわけでありまして、先ほど申し上げたように、マーケットが健全に発展をしていかないとこの制度は機能しないわけでございます。

だから、いわゆる投資家としてのある意味では目、あるいは経験等が必要になつてまいりますし、また極端に言えば、個人投資家であれば、それに対するアドバイザー的な人、ある意味では専門的な人の、人材等のノウハウというものの必要になつてくるわけでございますし、またマーケット自身のきちつとしたルールの確立というものの、これは証券取引法の改正を今後我々は考えているところでありまして、きちつとしたルールにのつとて健全にマーケットが発展をしていくということとこの証券化の手法とは裏腹である、一体であるというふうに考えております。

そういう前提が確立される、あるいは育成されるという前提で、私は中小企業等に対して、また、今までも頑張つていただいておりますが、ぼろぼろのところもあれば、これからゼロから立ち上げようというところもあれば、ちよつと今厳しいから再生のためにいろいろな支援をしてくれというふうな、ニーズもいろいろあるわけでございますから、そういう意味で、多種多様なニーズを我々としても、官業が補完という立場という位置づけを基本的に守りながら、日本全体として、資金の出し手、そして資金を借りてそれをうまく活用していただくという多くの手法をラインナップをさせていただいて、先ほどのお話じゃないですけど、利用したいと思つていらっしゃる方々によく御理解をさせていただく、その上で判断をして御利用していただくという中の一つとして、この証券化という、あえて言うならば、間接金融から一つ直接金融に踏み込んだ形という意味では新しい世界により入つた形で、マーケットというものを大きな機能としてこういう手法を考えたということでございます。

○近藤(洋)委員 御丁寧に答弁、ありがとうございます。

まさに共通認識はそんなに変わらないとは思ひますが、現実として、やはり中小企業金融を取り巻く環境というのは非常に真冬状態なわけでありまして。メニューをそろえていた

もちろん、全体の民間金融も含めてですとこれは二割減っている中で、この数字のとらえ方でありますが、民業補完という観点から見ても、二割減っている、全体が二割減っているわけですから、補完するというのは、せめて、二割全体、民が減っているんだから、官はここで一割ぐらいふやすというのが補完という意味ではないのかなという気がしているわけであります。

今の状況は、完全に官が民を圧倒しているという状況ではないわけでありまして、改めて全体の数字を、さっきも質問が出ましたけれども、ここはまさに政府系金融機関が踏み込んで全体の融資をふやす時期ではないか。そうでもなければ、逆に言えば、この時期ふやせなければ、まさに郵貯の議論とも関連して、ではもう要らないのかと言われかねない状況なんではないかなと思うわけです。ここでふやさなければ何のための政府系金融機関なのかという気がするわけですが、ぜひ大臣、御当局の御見解を、副大臣でも結構でございます、何えればと思います。

○坂本副大臣　先生おっしゃいますように、確かに十四年度の政府系金融機関の貸出残高は、対前年度二・六％減なんです。これは設備投資の落ち込みということが原因しているのかと思いますが、民間金融機関が本当に大幅に落ち込んでおります。そういう中では、政府系金融機関、私は民間金融機関の補完としては十分役割を果たしてきているんじゃないかという感じはしています。

特に、セーフティネットの貸し付けは増加しております。これは、十三年度から十四年度まで見ますと、国民金融公庫のセーフティネット貸

こういうわけで、重要な役割を十分に果たしてきているなどという感じはいたしておりますが、今後とも、円滑な資金需給のために適切な監督指導を行つてまいりたいと思います。

○近藤洋委員 私ども、まだまだ足りないという認識でございます。ぜひ進めなければいけない、ここは本当に瀬戸際の中小企業だ、この認識は多分副大臣とも一緒だと思っております。

今回の法改正による無担保融資証券化の仕組みについて、一つ具体的に伺いたいと思うんですが、この実効性が、新しい仕組みでありますから、やはり何よりも大切だと思うわけであります。

ちなみに、昨年スタートしましたいわゆる同じような政府の証券化支援業務に住宅金融公庫の証券化支援事業というのがございます。モーゲージバック証券なわけですが、民間金融機関の住宅ローン背景にわたる証券化支援業務なんですけれどもこれは国土交通省肝いりでやった事業なんだと聞いておるんですけれども、平成十五年度予算の買取り目標が一万戸だったそうであります。とこころが、この一万戸の目標に対して、現時点での実績が何と四百六十六戸、要するに目標の四%しかか達成していないんですね。

これだけ、まさに住宅金融公庫が、肝いりで、住宅ローンを背景にした証券化のスキームが目標の四%しか達していない。これは、委員会が違いますが、石原国土交通大臣、責任ものじゃないかかと思うわけですが、経済産業省は、まさに産業界の現場を知る役所ですからそういうこととはしないと思っておるわけですが、いずれにしても、非常にやはりうまくいくんだろかという危惧がいろいろあります。

まず、入り口の問題だと思うんですが、融資と  
いますか、証券化の対象になる窓口をどれだけ

政府として、失態を繰り返さないためにどのようなお考えなのか。できれば、この問題は、かつて産業金融の雄とされた日本興業銀行で、銀行の、金融の、バンカーとしての御経験もあります中川大臣も、産業界の金融の実務も御経験されているわけありますから、もし御見識があれば伺いたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○坂本副大臣　先生も今おっしゃったように、この証券化実施に当たりましては、できるだけ広い地域から、できるだけあらゆる業種から、できるだけいろいろな規模の中小企業、零細も含めた、そういうところを全部束ねて証券化するということが合理的で、やりやすくなくてまいりますので、そんなような、可能な限り多様な中小企業が、無担保無保証融資が受けられるようなやり方を、してまいりたい、こう考えております。

したがいまして、一部優良中小企業を対象にということは決まっています。

○近藤(洋)委員　ぜひ、そこはお願いしたいところというか、そこをしないと、結局のところ、こういった住公の証券化のような状況になるのではないかと思っているわけです。

また、そうした新しい制度につきまして、実行部隊がどうかということであるかと思います。中小企業金融公庫の体制がどうかということ、さらには、買い手に対しての、先ほど大臣の方が、市場をつくらなきゃいかぬという話、市場環境を整備しなきゃいかぬというお話がありましたけれども、投資家に対してどうやってPRをしていくんだということ。この件について、中小企業庁長官、お伺いいたします。

このために、証券化支援業務を開始する平成十六年、できればこの法律が成立をいたしましてから七月には、証券化支援業務を専門的に行う部署というものを中小公庫の中に置きたい、証券化支援部のようなものを置きたいというふうに考えております。

また、円滑に業務が開始できますように、既に中小公庫内に準備チームを設けまして、民間金融機関の証券化プログラムや中小公庫の支援業務などにつきまして、具体的な証券化準備を念頭に置いて、民間金融機関との間で実務的な情報交換を進めております。

加えまして、民間金融機関において証券化の経験を積んだ人材を中小公庫の方でも活用するということのようなことも考えて、実施体制の強化を図ろうと努めているところでございます。

またこの中小企業向けの無担保貸付債権を裏づけ資産とした証券化の商品というのは、投資家にとってまだ目新しいものだということでございますので、関係する民間金融機関などと中小公庫が協力をいたしまして、投資家向けの説明会の実施、あるいは投資家の投資判断やリスク分析に資するようなデータにつきまして情報交換を行う等々、大臣が申し上げましたように、まだ市場が必ずしも十分に整備されていないところを十分に考慮しまして、投資家の開拓に努力したいというふうに考えております。

○近藤洋委員　ありがとうございます。  
まさにそういった努力がぜひとも必要だと思っ  
わけてあります。そういった内部体制、これも、  
中小公庫、政府系金融機関のあり方論というのが  
まだこれから政府内で、また、私たち民主党も政  
府系金融機関のあり方について意見を言っていく  
わけでありますが、まさに今回のことというの

は、その一つの大きなテストケースになるんじゃないか、存在意義を問われる状況になると思っておりますので、頑張っていただきだきと思っておりますわけであります。

証券化市場というのがまだ未整備だということで、やはりその受け手の開拓ということが、政府一体となった取り組みが必要だと思っております。

その中で、日本銀行が昨年から資産担保証券の買い取りというのを実施された。これは、世界の中央銀行でこうした資産担保証券の買い取りに踏み切ったというのは、過去ないというふうに向っております。この制度、二〇〇五年度までの時限措置、総額一兆円ということでありまして、まさに今の、現下の中小企業を取り巻く環境を考えれば、ある意味で一つの大きく一歩踏み出した措置かと思っております。

今回の措置に対して、もし日銀がこの引き受け手となれば、非常に市場に弾みがつくのではないかとと思っておりますが、本日は、日本銀行の山口審議役でございますが、いらしていただいておりますが、ぜひ日本銀行の考え方を伺いたいと思っております。

○山口参考人 お答えいたします。

先生も御承知のとおり、私どもも資産担保証券市場の育成というのは非常に大事だというふうに認識しております。

特に、今我が国全体におきましては、金融の仲介機能というのがいろいろところで障害が生じているというところもありますので、資産担保証券市場のような市場型の間接金融あるいはもって直接型の金融というようなものが広がりを持っていけば、これは日本の金融にとっても非常にいいことではないか、こういう認識でございます。

ただ、そういう中で、私どもとしてはオペレーションの対象として資産担保証券を買うというようになことを去年から開始したところであります。実際には、まだなかなか私どもの買い入れ額

というのはふえてはきておらないというのが実情であります。私どもとしましては、今回中小企業金融公庫がこうした形で証券化支援業務にタッチされるということであるとすれば、その具体的な内容等を見させていただきながら、私どもとしても出てきた証券について可能な限り前向きにオペレーションの対象として取り込むよう努力したい、このように考えております。

○近藤(洋)委員 中央銀行というのは、レンダー・オブ・ラスト・リゾートといいますが、最後の貸し手と言われるわけでありまして、今回は全く最後の貸し手とは次元が違いますけれども、経済、今の金融を取り巻く環境のことを考えれば、やはり日本銀行が一定の役割を果たしていただくというのは必要な措置ではないかと思っております。

本件につきまして、ぜひ、アナウンス効果だけでなく、先ほど審議役がおっしゃったように、まだ実績がやや少ないということでありまして、ぜひ実績といいますか、アナウンス効果だけではなくて御検討を前向きにいただきたいと思います。

さて、全体の金融の、金融といいますが産業金融だけではなくて、資金循環の話をちょっとあえてこの場で御質問させていただきたいと思うんですが、昨年来ややちよつと、私に言わせると異変というか、異常事態が起きていっているんではないかと思っております。

すなわち、政府が巨額な為替介入をやっているわけですね。これは、財務省、日銀が、財務省の指示のもと日本銀行が行っているわけでありまして、為替介入をやられている。これは円高を抑制するということで円売り・ドル買いを続けているわけでありまして、日本銀行が米国の短期証券を買う、持っていくというわけでありまして、介入額がこの二カ月間で、年明け二カ月間で十兆円を超えた、昨年一年間の半分の介入額になったということでありまして、これは、政府予算が今度成立しますと、この限

度額が、これは枠が百四十兆円、既に八十兆円という国家予算並みの借金といいますが、特会の部分八十兆円できているわけですが、今度百四十兆円に引き上げるということでありまして。

これは大変大きな、過去のことをかんがみますと、経済政策におきまして大きな踏み出し方だと思っておりますけれども、経済産業大臣は経済の重要閣僚でありますし、まさに産業なり通商を担うわけでありまして、この政府の巨額介入についてどんなお考えをお持ちなのか、まず伺いたしたいと思います。

○中川国務大臣 近藤委員は、国会議員になられる前は日本の先端かつマクロの第一線の気鋭のジャーナリストであつたわけでありまして、そういう観点からこういう御質問が出るんだろうと思います。

私は、直接の担当者じゃございませんけれども、産業という立場から見ますと、もうこれは言うまでもなく、輸出業者にとつてみれば円安がいいし、輸入関連であれば円高がいい、こういうことになるわけでございます。

去年一年間で千八百八十億ドルですか、約二十兆円介入をしたというふうに言われておりますし、二カ月に十兆円というのは過去に比べれば大きいということ、結果としてそういう数字になるんだろつと思つていますが、我々としては、輸入して輸出するわけですから、必ずどつちがいいんだというふうに単純に言えないということはおもひます。同じだと、御理解いただけたらと思つていますが、いづれにしても、急激な円高下が影響を与えることは言うまでもないということで、財務大臣もそういう観点からいろいろなことをやっておられるというような御趣旨の答弁をしているわけでありまして。

予約等いろいろな手法はあるんでしようけれども、とにかく、きょう見ましたら、今は百七十四十二銭とかいうのが五分ぐらい前の数字でございますけれども、今は、このところまたちよつと円高で数日安定的な状況であります、またばん

と五円ぐらい動いたりすると、どつちに動いたにしてもやはりどちらかの部分に影響を与えるということ、日本の産業にとつてみれば決してプラスなことではないということでございます。

○近藤(洋)委員 せっかく山口審議役見えでございますので、日本銀行さん、そこを改めて。簡単に結構でございます。

○山口参考人 お答えいたします。

為替介入は財務省の所管のことでありまして、私の方からあれこれコメントというのは差し控えたと思つていますが、為替相場につきましては、基本的にファンダメンタルズに即して動いていくということが望ましいというふうに考えております。

仮に、そういう形での為替相場の動きというのが実現すれば、それは経済活動全体に対して安定化効果を持つもの、このように認識しております。これは広い意味では、大企業ですとか中堅、中小企業あるいは都市とか地方といったようなことに限らず、幅広くそうした効果というものが及んでいく、そういう性格のものであるというふうに認識しております。

○近藤(洋)委員 大臣も日銀の山口審議役も、基本的には円高下を防ぐことが重要なんだということ、今回の為替介入に政府として取り組んでいるんだというお話でありましたが、ただ、これはやはり大変なリスクというのを抱え込んでいっているんだと思つて、日本の金融というが経済全体についてなんですけれども、これだけ大きくなります。

というのは、あえて申し上げたいと思つて、というのはドルが、今百七十四という話でありましたけれども、本当に一気に下落したらどうなるのかということとか、さらには日本の金利が上昇したらどうなるんだという、日米の金利差が変わったらどうなるんだというのを考えていきますと、政府は大変な大損をするわけですね。また、財政負担も一気に膨れ上がるわけなんです。ね。

確かに乱高下はおかしい、これはよくわかります。それはよくわかるんですけれども、しかしながら、一年間以上こういつた政策を続ける、しかもこの規模の異常さ、さらに言えば国が、基本的には借金をすね、借金をしてじやぶじやぶ、まさに中小企業にお金が回らぬとか云々議論している全体の資金繰りの中で、一生懸命国がそうやって調達をして、それこそ金融機関から政府が調達してアメリカにはばんばんばんばん為替介入という形でお金を流して、そして円高を阻止するということなんですよけれども、この額は、円高阻止という建前をもう超えちゃっているんじゃないかと思うわけでありまして。

さらに言えば、経済政策の中心を、金利政策もできない、財政措置もできない、しようがないから外為特会で、わけわからぬから為替かと、為替政策に経済政策の中心を置いて何とか輸出企業に青息吐息というか任せているというのは、やや、あえて言えば策がないのではないかと思うわけでありまして。

しかも、大臣、この恩恵を受けているのは基本的に輸出大企業なわけですね、基本的には。この施策の恩恵を受けているのはいわば一部に限られるということだと思われたい。恩恵はいろいろ出入りがありますから一概には言えませんが、本来あるべき経済政策というのは、やはり中小企業の足腰を強くするという産業政策が必要であって、もういいかげん為替介入はやめたいといひますか、やめたいといひと言うとあれですが、もう切りかえないといひけない。まさに産業政策というか中小企業政策を、政府として為替介入でこれだけやるのであれば、本質論をつかなければいけないのではないかなと思われているわけでありまして。

そこで、最後にお伺いします。

中小企業の関連予算というのは年間一千七百四十億円のことですが、これは余りに、予算の規模だけ言うわけではあります、小さい。予算額として小さい、一点。予算は今まさに審議し

ていますからこれは仕方ありませんが、しかし、産業政策のノウハウといひますか、経済産業省のノウハウを結集して中小企業政策を打ち出さないとこれは大変だと思われたい。新しい、もう一歩踏み込んだ中小企業政策、ぜひ大臣、踏み出していただきたいというか、お考えはないか、大臣のこれからのお考えをぜひ聞かせていただきたい、このことをよろしくお願い申し上げます。

○中川 国務大臣　まず為替ですけれども、やはり我々の立場から見ても、乱高下しないということ、経済にとつて少なくともマイナスにならないという意味で、これは、政府としてやっている政策は私の立場からもありがたいことだと思っております。

それから、一部の輸出産業のためにだけメリットがあるじゃないかというのは、ちよつとそれは、何か中小企業やほかの企業を切り捨ててというイメージで理解をするのであればちよつと違うんであつて、今までは輸出産業すらだめであつた、今から二年前がボトムだと言われておりますけれども、ですから、そういう意味で、それはそれとして頑張っているから全体としての数字も少しくなつていますね、ただ、多くの中小企業や、山形や北海道のような地域はその恩恵をこうも受けていませんから、だから我々はいろいろな中小企業対策を一生懸命やつていかなければならないんですという意味で、先ほどから我々、一生懸命御説明を申し上げてるところでございまして、また責任を持つてやつていかなければならないというふうにも思つてるところでございまして。

むしろ、私が最近、為替と、もちろん関心ありますけれども、並んで関心を持つてゐるのは、原材料高という問題、これがコストアップ要因になる、あるいはまたいろいろな経済的な影響を及ぼすということに対して、経済産業省としても先週からこの問題に対する特別チームをつくつておりますけれども、この問題にも同じように関心を持つていかなければならないと思つております。

さて、中小企業予算でございますが、金額としては、もちろん全体の中では数字としては大きくございせんけれども、総理も答弁しておりますように、厳しい財政状況の中で数少ない伸びを示しているところでもございまして、政策予算としては少ないんですけれども、産業金融の政府系金融機関の規模としては巨大なものを他方持つてい

るわけでございます。もつと知恵を絞ると、御指摘はごもつともございまして、現場に出たり、またいろいろところの御意見を聞いたり、いろいろと勉強しながらやつていきたいと思ひますので、またこういう機会を含めていろいろな立場で御示唆をいただければ、我々あらゆる方からのアドバイス、声、あるいはまた雰囲気というものを真摯に受けとめて、一刻も早く、中小企業を中心に、また民需あるいは個人消費主体の健全な経済発展のところにいくように最大限努力をしていきたいと思つております。

○近藤 洋委員　どうもありがとうございます。た。

○根本委員長　高山智司君。

○高山委員　民主党の高山智司です。私もこの委員会では初めての質問なんですけれども、実際の出席、先ほどのことからですけれども、委員会の出席状況ですとか、あるいは、例えば昨日質問取りに來られた方にお願ひした資料がきのうのうちに來なかつたりですとか、あるいは質問取りに來た人が名刺も全然出してくれないとか、私は確かに若いので、ちよつと軽視されている部分はありますと思ひますけれども、本当に民主党的なことをそういうふうにと軽視されているんだとすれば非常に問題だと思ひましたので、委員長に、委員会の運営に關して強く改めていただきますように要望いたします。

それでは、早速質問に入りたいと思ひますけれども、私は、特に中小ベンチャーファンド法に關しまして、まず質問をさせていただきます。今、冒頭部分、ちよつと攻撃的なことを言ひま

したが、実際、大臣、この法案、非常に、自分の友人の会計士やら、あるいは会社を經營している人、いろいろな人に聞いても、すごく評判がいいわけです。それで、今実際、例えばワインファンドとか、何かラーメンファンドとか、身近なものいろいろ出てきて、みんなも、ファンドなんですごくいいじゃないか、本来はこれ、金融庁がやらなければいけないところを経済産業省がやってくれているんじゃないか、だから、すごくいい法案だね、応援してあげたいんじゃないの、というふうな意見が多かつたと思ひます。ですけれども、やはりこういうおいしい話には必ず穴があるということ、きょうはその辺だけを中心に聞いていきたいと思ひます。

まず、このベンチャーファンド、初め、そもそも投資を目的として株式を取得すること、そのリターンを得るんだということ、組合をつくるということが基本だと思ひますけれども、今回の改正で債権取得や、また融資もできるようにする、というふうな金融手法が広がるわけですから、これはそもそも論なんですけれども、株式を出しているのと、さらに債権を取得するといふと、利益相反のおそれがないのか。要するに、ベンチャーファンドに出資している人からすると利益相反のおそれがあるのではないかと、いふに思ひますけれども、それに関しては、何か意見は省内では出なかつたのでしょうか。

○杉山政府参考人　お答え申し上げます。今先生御指摘のとおり、出資者というのは、出資をいたしました、それに対する配当で利益を得る、他方、債権者というのは、保有する債権に付随する利息などによつて利益を得るということ、でございますから、特に経営が怪しくなるといった場合には、配当の方でとるのか、あるいは利息の方でとるのかという点をめぐりまして、おっしゃるように出資者と債権者の間でもって利害が対立をするというふうな場面ということも生ずることがあり得ると思ひます。ただ、今回の改正で可能となりますようなファ

ンドに即して考えますと、これは、出資を行う者と、それから債権を保有する者が同一の者でございまして、こうした利益の相反ということは起こらないというふうに考えております。

現に、今の、実際におきまして、幾つかのファンドにおいてそういったことを、これは無限責任組合とかの制度を使っているわけでありまして、そういう点に活用を両方で行っているというところがあるわけでありまして、同一の人がやるという点に活用を両方で行っているというところがあるわけでありまして、利益相反というのではないというふうに考えております。

○高山委員 ありがとうございます。

先ほど、今までのベンチャーファンド法の実績という点に伺おうと思つたんですが、それだけでも、それは河上先生が伺いましたので、それを踏まえて伺いますかということなんですけれども、現在のファンド、今までも、改正前ですけれども、何年か実績があるわけですが、これが将来的には十倍程度を期待している。しかも、投資対象も、大企業なんか対象にもできるし、また、その出資する人も、一時期はプロ投資家に限るだけども、だんだん一般の人にも広がっていくんだと。すごくいい法案だと思つていただくと、そうしますと、このファンドがどういう形で運営されていくのかということが非常に気になります。

というのも、これと似たような形で投資顧問業法というので、人からお金を集めて、自分が目ききだということで投資をする、そういう仕事をすることにしましては規制がかなり強くなったと思うんですが、この点にしまして、金融庁の方に、投資顧問業法はどういう規制になっているのか、まず伺います。

○大久保政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のように、証券投資顧問業法におきまして、他人から有価証券の価値等の分析に基づきまして投資判断の全部または一部を一任されまして、当該投資判断に基づいて当該他人のために投資を行うことを業として行うというためには、この法

律におきまして、認可が必要というような位置づけになっております。認可に際しましては、業務を健全に遂行するための財産的基礎、業務を公正かつ的確に遂行することができる知識、経験等が審査されるほか、営業保証金の供託が義務づけられております。

また、顧客に対する情報開示に関する規定も設けられておりまして、契約締結時におきまして、報酬の額、投資判断の一任の範囲等、契約内容を明らかにするための事項を記載いたしました書面の交付や、運用結果についての報告書の交付が義務づけられておるところでございます。

また、顧客との間の利益相反を防止するという観点から、勧誘に際しまして、特別の利益を約束するということや禁じられておるところでございます。また、お客の損失の補てんを禁止するといった条項も置かれております。さらに、自己または第三者の利益を図るというために正当な根拠を有しない投資判断に基づく投資を禁止しております。このようにした行為規制が求められておまして、この仕組みを通じて、この法律において投資家保護を図るという制度になっているということでございます。

○高山委員 それでは、今回のこのベンチャーファンド法ですけれども、もちろん今までもそうなんですけれども、このファンドを運営していくいわゆるファンドマネジャーが、どういう資格の人がなるのかということ、これは今度は経産省の方、教えてください。

○杉山政府参考人 お答え申し上げます。

私どもは、今対象としておりますファンドの場合につきましては、投資事業を共同で営むという意味で組合をつくって、そこで運営をするということになります。したがって、そのファンドの運用者、それから投資をする人がいわば組合員としてどういった格好で投資をするか、あるいはどういったところに投資をするか、こういったことについていろいろ組合の中で話し合いをしながら決めていくという格好が一般的でございます。

そういった意味で、先ほど説明がありました投資顧問業のように、投資家から一任を受けて運用するということとは実際の運用が異なっております。私どもとしては、組合という理念に合致する格好で、共同事業として運営されているということでありまして、それは投資顧問業法上の規制がこのファンドの運用者には適用されることがないというふうに考えております。

ただ、今後、こういった私どもの今考えておりますような法改正によりまして、今以上に多種多様なファンドが出てくるということも考えられます。そういった場合におきまして、場合によつてはファンドの運用者に投資先を一任するというようなケースも出てこないとも限らないと思っております。したがって、私どもは、今後ファンドの実態、特にどういった格好で投資先等の中で議論をしながら決めていくかというようなことをよくフォローしたいと思っております。

そういう実態に即しながら、投資顧問業法を所管する金融庁ともよく相談をしながら、投資顧問業法との関係をどう整理するか、あるいはこれをどう活用してファンドの健全な発展につなげていくか、そういうところにつきましてはよく考えていきたいというふうに思っております。

○高山委員 ありがとうございます。

今の政府参考人の方の答弁ですと、私の質問は、このファンドマネジャーになるのに何か資格が要するんではないかということだったんですが、投資顧問の仕事と、またこの投資事業組合の、今回のベンチャーファンドは質的に異なるんだというようなお話でしたけれども、将来的に問題があるかもしれない。

これは大臣にちょっと伺いたいんですが、ファンドマネジャー、今のところ、条文上は、無限責任社員の人になることが多いだろうという、ファンドマネジャーということは言葉では書いてありませんけれども、この無限責任社員の人、自分が責任を負ってファンドマネジャーに

なることがあるだろうと。そうしますと、これは投資顧問業法で禁じているものと非常に似通っている部分があると思うんですが、これは何の資格も要らないでだれでもなれるというのは非常に問題だと思つていただくと、大臣は、この辺の投資家保護という意味から、ファンドマネジャーは、投資顧問業法で規制されているような、同じような厳しい行為規制などをつけるつもりがあるかどうか伺います。

○中川国務大臣 この前提として、産業金融の手法の多様化ということが目的でこういう手法を考えたわけでありまして、さつきから申し上げているように、マーケットが健全に発展をしていくということが大前提でございます。したがって、まずそのポンドをつくることときのいろいろな審査とかそういう前段階もあるでしょうし、また、その投資家に対して、いろいろな正しい運用方法とかあると思います。

したがって、この運用の実務に当たる人は、当然のことながら、例えばその業界に詳しいとか、あるいは金融、特にポンドのマーケットに詳しいであるとか、そういう専門家の人がこの業務に携わること、これを我々としては期待して、また、そうなるべきであるというふうに思っております。

○高山委員 大臣も、その期待されるということはずごくあれだと思つていただくと、実際問題として、これはお金を集めるときに、非常に、今度ITだとかバイオだとか、おれは目ききである、だから出資しませんかというふうな、事業組合ですよ、しかも有限責任なんです、だからそんなに危ないですよという形でお金を集めるのは随分簡単なことだと思つていただくと、

それで、しかも今、投資先がこれだけない現状ですから、ああ、何かおもしろい話だなと。しかも実際、自分もこの法案を皆さんに見せたら、おお、何かそれはすごくいい法案だなと、みんな反応がいいわけですよ。これはすごく危ないなと。ファンドマネジャーの人が、自分が目きき

で、自分を信頼してくれということで集めて、それでやはり失敗しました、済みませんということにこれは多々なりはないかと。だから、これは投資顧問業法と同じような行為規制を自分はかけるべきだと思っております。

それで、今その問題点があるまま、例えばこの三月なり四月なりにこれを成立させてしまおうということは非常に危険だと思ふんですけれども、たしかこれは説明を受けたときに、証券法の改正もあわせて今行っているんだと。この証券法の改正は、一応予定ではいつごろになっているのかだけ教えてください。これは金融庁でしょうか。

○大久保政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま委員の御指摘のとおり、証券法の改正につきましてはお願いしたいということで提出されているところでございますが、当該部分につきましては、本年の十二月に施行させていただきたいというふうな提案させていただいております。

○高山委員 そうしますと、これは十二月に施行されるということは、この今のベンチャーファンド法、もしこれを今の委員会を通してしまおうということになると、かなりタイムラグがでると思うんですけれども、その間の、八カ月ぐらいあくわけですよね。この間はどういう形で保護をされるつもりなのか。これは経産省に伺います。

○杉山政府参考人 お答え申し上げます。

今先生御指摘のありましたように、私ども、ファンドの発展のためには投資家保護というのは非常に重要であるということは、先生の認識と私も同一でございます。

今御説明がありましたように、証券取引法の改正が成立いたしました際には、その改正証券取引法によりまして投資家保護の観点からルールが導入されるということでございますが、おっしゃるように、タイミングにずれがございます。したがって、改正証券取引法が施行されるまでの間はこの法律におきまして投資家保護のための必要な手当てを行うということで、法的な整理をいたしてお

ります。

具体的に、例えばこの証券取引法の改正が済むまでの間は、このファンドに対する投資家について、基本的にはプロの投資家の方に限定をして、一般投資家の方が、先生御指摘のようないわば混乱とか紛争に巻き込まれないような、そういった格好をしながら、証券取引法が改正を済んだ際にはその一般ルールの中で対応していくというような二段構えで投資家保護を考えているということとで、法的な整理をいたしました。

○高山委員 ありがとうございます。

そうしますと、やはり十二月までは投資をしていただく投資家の人たちはプロの投資家、だから機関投資家の人とか大きい会社とか。だからそういうだまに遭うようなこともないだろうし、また、仮にだまに遭ったとしてもそれは自己責任なんだな、しょうがないね、こういうことだと思ふんですけれども、これはその後、今度証券法の改正をした場合に、このベンチャーファンド法の組合でつくられた取引というんでしょいか、これは証券法の規制がかかるんでしょいか。これは金融庁に伺います。

○大久保政府参考人 お答え申し上げます。

現在、御指摘のように証券法の改正をお願いしておるわけでございますけれども、この改正が成立いたしますと、投資事業有限責任組合契約に基づく権利、また組合契約もしくは匿名組合契約であつて投資事業有限責任組合に類するものとして法令で定めるものにつきましては権利につきまして、証券取引法上の規制が全体としてかかる。すなわち、開示の規制あるいは公正取引の規制等がかかる。こういうふうな仕組みにしたいとお願ひしているところでございます。

○高山委員 その場合に、改正後なのでこれはまた金融庁にちょっと伺うんですけれども、この改正後もやはり、これは例えばファンドマネジャーになる人は他の投資顧問業と同じような行為規制がかかるのか、それともそれはかららないままな

のか、それはどちらなんでしょうか。

○大久保政府参考人 お答え申し上げます。

証券法の改正と、ファンドマネジャーあるいは投資顧問業の適用とや別の観点がございますけれども、先ほどの、経産省の方からお答えがありましたように、投資事業有限責任組合につきましては、法律上は、組合員の共有に属します組合財産を組合員の共同の事業といたしまして運用するというふうな組合の規定で運用されているわけでございまして、実務上も、組合の業務を執行する無限責任組合員とその他の有限責任組合員との間で話し合いを行いながら投資判断をしているということが一般的であるというふうな聞いておるわけでございます。

一方、今回、改正案を契機といたしまして投資事業組合のあり方が多様化してまいりますと、証券投資顧問業法に規定いたします投資一任業務を行う無限責任社員が出てくるというような可能性も否定できないところだろうと思ひます。このような場合におきましては、当該無限責任組合員は当然、証券投資顧問業法の規制に服すべきものであるというふうな考えております。

私どもといたしましては、引き続き、経済産業省と連携をとりつつ、投資事業組合の実態を注視いたしまして、適切な投資家保護に努めてまいりたいというふうな考えております。

○高山委員 今政府参考人の方からも御説明ありましたように、法的にはこれは組合契約ですから、投資顧問のように広く募集をかけてというのとは異なっていますということですが、大臣としてはこれは伺いたいんですけれども、実態として、募集をかけるときに、特に十二月以降ですとか、一般の方に募集をかけるときに、自分はITの目ききだ、ITファンドというのをやりませんか、ファンドマネジャーですからと。

そのときに、今度は大企業にも投資できるわけですから、目論見書を見たら、ソニーだとか東芝だとかにも投資しますよと、あとわけのわからない会社が入っているわけですね。それを見たら、

一般の人だったら、じゃやってみようかな、ソニーなんかにも投資するんだつたら安心だな、こういうふうな思うと思うんですけれども、大臣としては、そういうだましの危険がないか、その辺の認識をまず伺いたいと思ひます。

○中川国務大臣 今の御質問は十二月以降ということですから、証券法改正ということで、いわゆる罰則の強化、情報の開示等が必要になってくるわけでございます。

それまでのこともありますけれども、十二月以降に言へば、先ほどから委員御指摘のような、委員の周りでは、いい話じゃないか、でもおいしいものには何かだましがあらんじやないかということがあるように、我々も責任を持って、健全な産業金融の出し手と受け手との関係をマーケットを通じてやろうということでございまして、健全なマーケット育成のために、細心、最善の注意を払っていきたいと思っております。

○高山委員 ありがとうございます。

今まで、産業金融に関しまして、金融庁やほかの省庁がやらなければいけないことをこの経済産業省が先駆け先駆けてやられてきたということですから、ぜひ、投資家といいますが、新しい金融商品がふえるようなものですから、また、その取引にしまして、他の省庁に先駆けて経済産業省がルールをつくるのが非常に重要だということに私は思ひます。

その観点からも、今回のベンチャーファンド法、確かにいい話が多いんですけれども、ファンドマネジャーが無資格でなってしまうというのは、ちょっと穴の部分なんじゃないかなということとは強く指摘しておきたいと思ひます。

あと、次の質問なんですけれども、ベンチャーファンドが今後どういう見通しでこの法改正をされたのかという部分なんですけれども、今まで地域再生だとか産業再生なんかに多少ニーズがあったということでしたけれども、今後はどういう新しいファンドが出てくるというふうな予想されてこういう改正をされたのか、それをお願いし

ます。

○杉山政府参考人 お答え申し上げます。

今までのファンドの実績を見てみますと、ベンチャーファンドといえますか、ベンチャーに投資をする、出資をするというものが全体の八、九割を占めているというふうに承知をいたしております。

ただ、最近では、企業の再生でありますとか、あるいは地方の、地域の企業の再生といったようなものにつきましても、ファンドが非常に関心を持っておるといいますか、そういうものについて熱意を持っているというような状況でございます。

したがって、私どもとしては、ただ単にベンチャーというものでなくて、企業再生あるいは地域の再生といったようなものについて、このファンドの力といいますか機能というものが貢献をしてもらいたいという趣旨も込めて、本改正に臨ませていただきました。

○高山委員 ありがとうございます。

あと、ファンドにどんなお金をこれから入れていかなければいけないか、要するに、投資家もつとつとお金を入れるようにしなければいけない。

それで、先ほど伺いましたら、日本ではまだ二千億から三千億円の規模である、アメリカの三分の一の規模なんであるということでしたけれども、これは、アメリカがなぜこんな三十倍も入っている日本が少ないのか、この原因は何だということにお考えでしょうか。これも経済産業省に伺います。

○中川国務大臣 これはやはり、直接金融のマーケットが昔から実は欧米に比べて発達していなかったということが基本的にあるんだろうと思います。

私は、昔ある委員会で昔のマーケットの話聞いたことがありますけれども、個人の投資家、株の投資家が割と比率が高かった時代があったんで

すけれども、あるときから、数十年前から個人の投資家の株式市場への参加がぐっと減ってしまっただということが現在まで続いている。だから、一千四百兆前後の個人資産の中のポートフォリオも、アメリカと日本ではかなり違うわけであります。

そういう中で、我々は、産業金融の立場からではありますけれども、直接金融というか、マーケットを通じて、結果的にマーケットに行くわけですけれども、そういう形で投資家が参加をするという形での資金調達手段、それがしかも無担保である。リスクは基本的にマーケットで判断をしていただくという形でやっていくことがうまくいけばという前提でありますけれども、仕組んだというか最初につくった金融機関あるいはマーケットの判断、そして資金の受け手である企業の発展、再生、今申し上げた地域再生も含めてメリットがあるということで、こういうことを今後一つの方向性として目指していきたいということでございます。

○高山委員 ありがとうございます。

今大臣のお話にもありましたように、個人資産というんでしょうか、個人資産がこういう株式市場、直接金融の方にどんどん流れていくようにするためにも、一見おもしろいけれども本当は結構問題があるんだ、そういう怪しいファンドマネジャーが出てくるかもしれない、ファンドマネジャーなんて結構格好いいですから、そういう名乗りたくなっちゃうような資格ですから、そういうのはやはり資格制限をつけるなりあるいは行為規制をかけるなり、金融庁に先駆けて強い規制をつけるべきである。

そして、そういうことをすることで、どんな個人資産が安心して株式市場に流れてくる。とにかく、一般の人から見たら、政治家とか官僚が怪しいと思ってるのと同じように、何か株式市場は怪しいな、何か怪しいから、とりあえず銀行に預けておこうと。ATMで引き出したら本当は損するの、だけれども預けておこうというのは環

境整備ができていないから、ひよっとするとだまされるというリスクがある、そのリスクを考えたから、実は銀行に預けておく方がまだ安全でしかも得じゃないかという経済的な合理的な判断かもしれないわけです。

ですから、ぜひその環境整備に、金融庁がほぼやしているわけですから、経済産業省が先駆けを切ってやっていただくということを強く要望して、質問を終わります。ありがとうございます。

○根本委員長 菊田まさき君。

○菊田委員 よろしくお願いいたします。民主党の菊田まさきと申します。

私は、昨年の衆議院選挙で初めて当選をさせていただきました。私の選挙区は新潟四区でございます。昔からのかじ屋の町といえますが、刃物を中心とした金物で栄えてきました三条市を中心とする十三カ市町村、これが私の選挙区でございます。

冒頭、まず大臣にお願いさせていただきたいと思いますが、先般、三月十二日の本会議の際に、我が党の吉田先輩議員が質問の中で述べられましたけれども、現在、鉄鉱石そしてまたステンレスなどの原材料の価格が非常に高くなっている、あるいはまた、ほとんど原材料が入っていない、大変に不足しているということで、中小企業から大きな悲鳴が聞こえております。金物の町なのに全然供給されていない、あるいはまた建築資材のH鋼までも入っていないということで、政府は景気は回復しているということを言っておりますけれども、しかし、私たちの地方、地場産業においては、まだまだ景気は大変に厳しい状況にあります。

そんな中で、追い打ちをかけて、昨年、そしてことしに入りましてからもこういう現象が起こっているわけでございますが、大臣は先日、経済産業省挙げてこの問題に取り組んでいくという御答弁をされましたけれども、一刻も早くこのことに対応していただきたい。

韓国では、現在、やはり同じような現象が起き

ておりますけれども、輸出を制限しても国内の供給を優先的に守っていく、そういう政策をとられております。私は、日本もやはり、これは世界的な流れであったとしても、日本はどうなのかという立場を明確にさせていただきたいと思うんですが、まず、大臣のお考えと決意を述べていただければありがたいと思います。

○中川国務大臣 菊田委員の御出身の燕三条というところは、洋食器と金属産業の、もう本当に、昔からのすばらしい、我が国産業のある意味では大変な財産の地域でございますが、今御指摘のように、ここ一、二年といましようか、認識としては私自身一年ぐらいいありますけれども原材料、輸入原材料、あるいはまた、それに関係する船賃、運賃等々が非常にここに来て上がっている。その要因の一つは中国であったり、また世界経済全体がよくなったりということでございます。そのほか、そういう需要増もあれば、いろいろな、自然災害とか事故とか、そういう供給側のアクシデントもあるようでありますけれども、総じてそういう状況にあるわけでございます。

したがって、そういう原材料を使うところで影響を受けるところがどういいうところで、どういいう原因で、どういいう対策をとったらいかなというところで、今御指摘のように、経済産業省の中に原材料に関する調査のための連絡会議というものを設置したところでございます。

これは、原因がわかったねといってレポートを一発出してしまいたいということでは、行政の責任を果たすことができませんので、できるだけ、現に影響を受けておる地域が存在をする、産業が存在をするわけでありますから、これは早急に事態を把握して、特に悪い影響を受けている部分についての対策、何ができるかということをお答えするために、今、早急に調査をしております。

全然答えになっていないみたいな感じもいたしますけれども、実情を把握した上で、どういいう対策がとれるのかということ、最善を尽くしたいと思っております。

○菊田委員 ありがとうございます。ぜひ早急な対応をお願いしたいと思います。

それでは、私は、きょうは商工会議所法及び商工会議法の一部を改正する法律案に関して質問させていただきますと思っております。

今回の法改正は、五十年ぶりの改正ということでございますので、私は、これを機会に、い一度商工会議所と商工会の地域における役割を問い直していく、本当に、地域の小さな商工業の振興のために、中小企業や商店街、小売店のために本来の力を発揮する組織として生まれ変わっていくんだ、そんな機会としてとらえて、この問題について質問させていただきたいと思っております。

まず、商工会議所と商工会の地域における役割とは何であるか、お聞きしたいと思っております。

○泉副大臣 この両者は、地域のいわゆる商工業者が自主的に設立し、運営をしておる団体でございます。まして、商工業者の意見を代表し、行政への意見を申し上げる、あるいは地域の商工業の発展にとつて重要な役割を果たしておるということは御承知のとおりでございます。

現に、商工会議所には百三十七万人、商工会には百三十三万人という方々が加盟しておられまして、地域の小規模事業者に対する個別の経営相談、指導の実施等に当たっておられると理解をいたしております。

○菊田委員 それで、この商工会議所と商工会の数、それから会員数ですが、この推移を見てみましたら、今ほど御答弁がありましたように、商工会議所の場合は、今全国で、約ですけれども百三十七万人の会員数がおられる。そして、商工会議所の数としては、五百二十七カ所ということでございます。

しかし、これがどのように変わってきたのかといひますと、例えば五十年前、平成十年と比べた場合、会議所の数としては、平成十年では五百七十七カ所ございましたので、この五十年間でちょうど十カ所ふえているわけでございます。しかし、会員の数を見ますと、平成十年では百四十一万六千人

ということでございますので、会議所の数はふえたんだけれども、実はそこに加入されている会員の数というのは約四万六千人減少しております。会員の数は、平成十二年が最もピークだったんですけれども、そのピーク時と比べると、やはり五万四千八百人ぐらゐ減つてしまつてゐるという状況にあります。

あるいはまた、商工会の方も、今現在、平成十五年の統計によりますと、商工会の数は、全国で二千七百七十六件でございます。そして会員数が百三十三千人ということでございますけれども、これも先ほど同じように、ちょうど五十年前、平成十年の数字と比べてみますと、商工会の数としては、平成十年が二千八百八件でございますので、ちょうど三十二件の五年の間に減つてしまつたということになります。会員の数についても、同じく平成十年では百十八万八千人加入されておりましたが、平成十五年と比べますれば、ちょうど七万五千人減つてしまつてゐる、こういう現状になっております。

本当にこの商工会議所と商工会が重要な役割を果たされて、そして本当に事業者の皆さんの役に立ってれば、私は、このような、毎年毎年会員が減少して、そして商工会議所、商工会も、大変に経営的に厳しくなつてゐるために年会費を上げなきゃいけないなんというところもあるように思ふけれども、この会員が減少していることについて、それはなぜだというふうにお考えですか。

○望月政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、商工会議所、商工会の会員数は、それぞれ若干減少傾向で推移しておりますけれども、これは、経済状況の悪化などによつて廃業が閉業を上回り、商工業者数全体が減少傾向にあることなどの外的要因によるところが多いというふうな考へております。

このため、商工会議所、商工会においては、会員の増加を図るために、例えば、新規加入者に対する加入特権の付与や、あるいは巡回指導の徹底などによつて新規加入を積極的に進めておりま

す。また、既存会員企業へのサービス強化などを図ることによつて、商工会議所、商工会の魅力を高め、任意脱会者の防止に努めてゐるというふうな承知しております。

○菊田委員 まさに今おっしゃつたように、不況の影響ももちろんあると思ひます。会費を納める余裕さえないという声も聞かえてまいります。そしてまた、さほど魅力がなくなつてきてゐるのではないかとこのことも指摘しておきたいと思ひます。

昔と違つて、例えば税理、経理、経営指導あるいは社会保険等、従来は商工会議所や商工会に頼らないと個人の事業所ではできないところがありまして、もう最近ではさまざまなパソコンのソフトもございまして、自分のところで行れるんだというところも出てきて、余り商工会議所に加入しているメリットがないというふうなことではないかというふうな思ひます。

私は、しかし、今こそ中小企業のための商工会議所の存在意義、商工会の役割というのが非常に問われているんだというふうな思ひます。

例えば、本当に苦しい思いを抱えていらして、自殺に追い込まれてしまつてゐるところもあるわけでございますし、あるいはまた、商工会議所、商工会にはさまざまな事業者が加入されております。小売店や飲食店、サービス業だけではなく、今大変苦しんでおられる建設業とか不動産業、あるいは製造業、運輸、通信、金融、保険という本当に多種多様な事業者が加入しておられるわけですが、私は、こういうさまざまな商売をされていらつしやる方々が、いつでも商工会議所に行けばタイムリーにいろいろな情報を得られるんだ、そういうメリットをもつとつけ加えていく必要があるというふうな思つております。

例えば、厚生労働省が建設労働者の転職支援策を行うことになりましたけれども、こういうことは、小さな建設業が例えば商工会議所に行けばこういう制度がある、こういう支援策があるという

のがよくわかるようにしていくべきではないか。地域の情報発信地として機能を果たしていくために、商工会議所、商工会が生まれ変わっていくかなければならないというふうな思つております。

それで、次に伺ひたいことは、政府の政策に対して、商工会議所として商工会はどのような役割を担うのか、お聞かせをいただきたいというふうな思ひます。

あわせて、これからの商工会議所、商工会に経済産業省としてはどのような役割を期待されてゐるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○泉副大臣 委員御指摘ございましたように、両者が、その地域の抱えているそれぞれの企業のいわゆる相談を受けて、それにきちんと対応できるような役割を今まで以上に担つてほしい、情報の発信基地としての役割を担つていくべきだ、このことが商工会議所、商工会のこれからの大きな役割だと思つております。

非常に需要が、要請が多様化しておる、あるいは町村合併などによつてこれまでの区分が変わつてきておる、あるいは物理的な時間距離が短くなつてくるというふうな、いろいろなことが変わつてきておりますので、両者が時代の変化に対応して、先生のお言葉をかりれば、情報発信基地としての役割を一層高めることが期待されておると思つております。

○菊田委員 実はこれ、新潟日報という新聞なんですけれども、これは新潟県民がほとんど読んでゐるという新聞でございます。三月十六日火曜日の新聞ですけれども、全面広告で、「事業者みなさん！ 手続きはお済みですか？ 消費税が改正されることにより、本年届出が必要となります。」という全面広告が出ました。消費税がこんなふうに変りますというふうな大きく書かれてゐるわけなんです。今問題になつてゐます総額表示のことについてもこの中で書かれてゐるわけですが、この広告は新潟県商工会連合会が出したんだと思ひますけれども、この総額表示の問題は私の地元では大変な問題になつております。

私も質問主意書を出させていただきましたが、とても納得できるような回答が返ってこなかったので大変不満に思っているんですけども、例えば、商工会議所に行きますとこういうパンフレットを今配っているんです。「あっ、消費税が変わった。」ということ、「平成十六年四月一日スタート」「ご理解ください、消費税の新しいルール。」ということで、こういうパンフレットが行けばもらえるということになっております。それからあわせて、財務省が「総額表示方式」がスタートします。」ということで、こういうパンフレットを出しているものも、これも商工会議所とか商工会に行くときと手渡されるということになっていくんですけども、私が先ほど質問させていただいたように、商工会議所として商工会が、政府の政策に対してどのような役割を担うかというの、ちょっとこれは一例を挙げてお聞かせをいただきたいんですけども、こういうふうな一方では、政府の政策に対して事業所の皆さんに周知徹底を図っていく、情報の提供を行っていく、広報を行っていくということですね。

それからもう一方では、例えば、私が商店街を回ってみると、中小企業を回ってみると、みんな口々にこの総額表示問題に対して、何とかしてほしいという声を上げていらつしやるんですね。具体的にどうしたかといえは、まず、商工会議所にこれを凍結するための旗振りやってくれということ、皆さんが商工会議所にそういう話を持っていくわけですね。現実には、商工会議所を中心として、これを先送りしてもらいたいとか凍結すべきだという陳情が出されていると思います。私の地元からも出てはいるはずでございます。

そうすると、商工会議所としては、一方では、こういう政府が決めた政策に対してこれを周知徹底していくという役割と、そしてもう一方では、商店街の皆さん、中小企業者の立場からいえば、これをぜひ反対の音頭をとって頑張ってもらいたい、そういう二つの立場をとらざるを得ないということで大変矛盾しているというか、相反する立

場の中で二つの行動をとったわけでございます。私は、商工会議所や商工会が一体どちらに顔を向けて仕事をしていくのか、政府の方を向いていくのか、そしてまた、そうではなくて、本来に御商売をされている方々の声を受けとめる立場で活動をしていくのか、大変苦しい立場に置かれたのではないかなというふうに思っているんです。

私の考えは、やはり商工会議所、商工会は、幾ら政府でこういう政策が決まったとしても、我々の立場はそうじゃないんだ、現実的にこういう問題が出てくるんだということを受けとめて、私という立場で商工会議所、商工会が活動していくことが、中小企業、そこに所属している、加入している事業者の皆さんからすれば、我々の味方として我々と一緒に歩んでくれる会議所なんだ、商工会なんだという意識を持たれると思うんですけども、その点について、お考えいただけますでしょうか。

○中川国務大臣 今の、消費税の総額表示方式について、新潟日報ですが、十五段でお使いになったということは、多分相当な経費を使っている政府のこれからやろうとしておりますことに対して応援をしていただいていることになっているわけでありますが、あくまでも自主的な、地域の商工業を営んでいる皆様方の組織でございます。

もちろん、経済産業省とは関係が多少ございしますから、お願いすることもありますが、お願いされることもございます。しかし、お願いしたということと、やれということとは全く別でありまして、場合によっては、いや、それは商工会議所、商工会としてはできませんということも過去にもございましたし、今後もそういうことになるわけでありまして、あくまでも自主的な御判断において、今回の場合には総額表示方式について御理解をいただいたものとして、我々としてはありがたく受けとめさせていただきますけれども、あくまでも商工会議所、商工会の自主的な御判断に

よったものだというふうに考えております。

○菊田委員 私は、このことを一つとらえても、商工会議所とか商工会がこれから地域の中でどういう役割を果たしていくのかということが一つ非常に考えさせられた事例であったというふうに思っているわけでございます。

それでは、次の質問に移らせていただきますけれども、商工会議所と商工会に地域の商工業政策を積極的に担っていく権限と裁量をもつと与えたらどうかというふうに思います。

例えば、市町村の商工業を全部一括して商工会議所に預ける、そして地域の商工業振興施策は商工会議所や商工会が中心となって組み立てていく、こういうあり方があってもいいのではないかとこのように思います。あるいはまた、全国の商工会議所五百二十七、そして商工会二千七百二十六が、これは現在では、もちろん当然のことですけども同じ法律のもとで、同じ形態で、同じ活動をしているわけですが、私は、これでは地域の獨創性といえますか独自性が生まれにくいのではないかと、これから地方分権ということを考えれば、もっと地方の商工会議所、商工会が積極的に地域の振興施策を行っていく中心になれるために、権限と裁量を与えていっていいのではないかとこのように思うわけでございますが、その点についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

あわせて、今、商工会議所の許可権限というの、これは現在は経済産業大臣になっておりますけれども、これを都道府県に移譲すべきではないかというふうに思います。商工会議所が合併するときの許可、あるいは商工会議所を設立するときの認可、あるいはさまざまな罰則についても、その権限を持っているのは経済産業大臣なわけでございますけれども、繰り返しになりますが、地方分権という流れからいえば、このことについて見直しをしていく考えはあるのかないのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○望月政府参考人 お答えいたします。

商工会議所、商工会は、先生おっしゃいますように、地域の実情に即して、地域の実情に精通した中小企業の身近な支援機関として、経営相談の実施など広範な中小企業支援業務を行っているということでございます。また、中小企業の支援において重要な役割を果たしていると思っております。

また、地域の活性化を図る経済団体としての役割も重要でございます。現に、市町村との連携により、商工会、商工会議所が、TMO、タウン・マネジメント・オーガニゼーション、まちづくり推進機関などとして、中心市街地の商店街の活性化に取り組むなどの地域の活性化のための活動も行っているわけでございます。

このように、商工会議所とか商工会と市町村との間では密接な連携が図られているところではございますけれども、商工会議所や商工会は、地域の中小企業によって自主的に設立されている団体でございます。市町村行政の持つ権限、裁量を与えて、商工業政策自体を担わせるというものとしては、その性格上そぐわない面があるのではないかとこのように考えているところでございます。

いずれにしても、商工会議所、商工会が市町村と緊密な連携をとって中小企業の支援や地域の商工業の活性化のために活動を行っていくということ、今後とも、地域の中小企業にとっても大変重要なことであろうかと思っております。それから、先生おっしゃいましたように、同一の法律と申しましたが、この法律自身は大変基礎的な部分だけを定めているわけでございますので、現実の商工会、商工会議所のそれぞれの活動は、地域によって大変バラエティーに富んだ活動を工夫をされながら行っているというふうに私どもは見ています。

それから、今お話ございました商工会議所の許可権限を都道府県に移す件につきましては、実は、商工会議所の事業につきましては、もちろん第一の柱は地域に根差した地区内の商工業のための経営指導などでございますけれども、第二の柱

が、輸出品の原産地証明を行うこととか、あるいは国際的な商事取引の紛争に関するあつせん、調停または仲裁を行うことなど、広域的、国際的な事業活動というのも第二の柱としてあるわけでごいまして、特に後者は、商工会議所が沿革的に欧米各国の都市部における商工業の自主的な組織として発展してきた、いわゆるチェンバー・オブ・コマーンスとして、世界共通の歴史的な視点から担っているものでございます。

日常的な業務に関する事務については、地方公共団体との連携の観点から都道府県にお願いをしておりますが、商工会議所の有する国際的、広域的な性格にかんがみて、設立の認可、事業内容、地区等の重要な事項に係る定款変更の認可等の組織の根幹にかかわるものについては、国が行うことが必要であるというふうに考えております。

○菊田委員 残り五分でございますので、多分最後の質問になると思いますが、経営指導員の果たす役割というのは非常に重要だと思いますけれども、この人材の育成と確保について最後にお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

先ほどの繰り返しになりますけれども、本来に地域のために経営指導員にますますきめ細やかな対応をして頑張っていたかなければならない、何でも、身近に、いつでも相談に乗ってくれるという姿勢で頑張っていたかなければならないわけですが、しかし、実は、経営指導員などの補助金というのは、平成六年度までは国と県、半分ずつの負担であったわけでございますけれども、平成七年度からは地方交付税措置となりました。そのために、県の裁量によって予算化されるようになったわけでございます。

例えば、長野県や岩手県では、商工会が合併しても、従来の配置基準を適用して予算化すれば大幅に経営指導員を削減することになるといふようなお話も聞いておりますし、私の地元の新潟ではこの合併についての事例が余りないのですから、ちよっと他県の方を調べてみたのでござい

すけれども、そのように、大事な経営指導員が合併となると、職員の給料がカットされる、あるいは県の裁量というところで、県がしつかりとした予算措置をしてくれないければ、自然とこの経営指導員が削減される。人材の育成、人材の確保とろか、ますます商工会議所の中で大事な役割を果たせなくなってしまうのではないかとこのように考えているのですが、この点についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○望月政府参考人 先生おっしゃいましたように、経営指導員の人員費の財源につきましては、現在は地方自治体の自主財源ということになっておりまして、地方交付税によって手当てをされているというところでございます。

地方分権の流れの中で経営指導員の扱いがそういうことになっているわけでございますけれども、私どもとしては、経営指導員というのは非常に大切な商工会、商工会議所の小規模政策の柱でございますので、ここが弱体化することについては大変危惧を持っているわけでございます。したがって、私どもとしては、例えば、合併によって経営指導員の数が増減して、商工会の事業活動の弱体化を招くことがないように、そういうことはもちろんのこと、そういう観点から、都道府県に対して、確かに自治事務ではございますけれども、常に経営指導員の支援について要望をしているところでございます。

また、私ども限りでございまして、経営指導員の人材育成という観点からの資質の向上ということで、経営指導員の教育あるいは経営指導員に対する私どもの情報提供などについて、精いっぱい努力をしているところでございます。

今後とも、私どもとしては、経営指導員がこういった小規模政策の柱であるということ、繰り返しになりますが、十分念頭に置いて、都道府県などとも意見交換を深めていきたいというふうに考えているところでございます。

○菊田委員 もう県はお金がないんですね、本

当に。要望したって、なかなかこれに対応できないという現実が私はあると思っておりますので、ここをきちんとしないと、多分、法を改正しても合併がなかなか進まないんじゃないのかなというふうな懸念を持っているところでございます。

○根本委員長 梶原康弘君。

○梶原委員 民主党の梶原康弘です。

中小公庫法について質問をさせていただきます。

まず、中小企業総合事業団から中小公庫に引き継がれる信用保険業務について伺いたいと思っております。

バブル崩壊で中小企業への貸し渋りが相次いだ。そこで、経営安定化資金として特別保証がなされたわけでありまして、確かに大きな成果があったわけでありまして、保証協会の対して事業団が支払った保険金、平成十四年度に九千三百億。その収支は、六千四百八十八億の赤字、特別保証の部分ではやはり急激にふえて、平成十四年度で三千三百九十九億の赤字ということになっております。

先ほどもお話あったかと思うんですが、改めて、国費をどれくらい投入したのか、お答えいただきたいと思っております。

○望月政府参考人 先生おっしゃいました特別保証も含めまして、このところ、平成十三年度の五千七百九十六億、平成十四年度の六千四百八十八億の赤字対策といたしまして、信用保険制度の運営基盤を強化するというところで、保険料の値上げ等々やっておりますけれども、十四年度までに、財政資金は一兆八千億円を投入いたしました。それから、十五年度の補正予算と十六年度の予算案で、合わせて九百七十二億円の信用保険準備基金への出資金を手当てしているところでございます。

○梶原委員 大変な金額に及んでいるわけでありまして、私も、実はその当時、この特別保証の五千萬の融資を受けて大変助かったという思

いもあるわけですが、一方で大変な焦げつきをつくっているわけです。

代位弁済した債権の回収がどのようになっているのか。これから公庫が引き継いでいくわけですから、どのような姿勢で取り組んでいくのか、あるいはまた、その状況についてちよっとお聞かせいただきたいと思っております。

○望月政府参考人 お答えいたします。

代位弁済後の求償権の回収率というのは、一般的には、保証つき融資が代位弁済となった後七年间で回収を行った総額と代位弁済額との比率で、かつておりますけれども、足元の実績を見ますと、有担保保証につきましては二六・六％の実績となっております。

○梶原委員 特別保証で特に大きな焦げつきをつくったというふうに思っているんですが、その実態がどうだったかということをお聞かせいただきたいと思っております。

私も、先ほど、特別保証で融資を受けたということをお聞かせいただきましたが、私は兵庫県の篠山というところで製造業を十五年営んでおります。振り返ってみると、いつも銀行とけんかしていたなというふうに思っておりますけれども、この特別保証がスタートするその三月月ほど前に、地元の都銀の支店長さんが私のところにも回ってこられました。しかも、もう三カ月も前にこのお話があった。

さらにまた、うちではないんですけれども、よその企業に対しては、これまで融資をしていたものを引き揚げて、切りかえたということが大変あったようであります。その当時、金融機関が抱えてきた問題のある債権を特別保証に切りかえたというところであらうと思っております。その結果が、平成十四年度、特別保証で、収支で三千三百九十九億円の赤字、保険金の支払いは多分五千億ぐらいになっているんじゃないかなというふうに思っております。

私が申し上げたいのは、どんないい政策でも、

中小企業対策については銀行側に利用されて、そのツケだけが残ったということが言えるのではないかと。こんなことは繰り返してはいけないと私はまず思っております。

そのときに、確かに問題になったわけでありまして、けれども、どういう対応をとられたのか、あるいは、そういう事態に対してどういうふうにお感じになっておられるのか、お伺いしたいと思っております。

○望月政府参考人 お答えいたします。

特別保証を実施しております平成十年十月からの二年間半の間、一部の金融機関が中小企業の利益とならない、先ほどのお話は旧債振りかえのお話であろうかと思えますけれども、そういう旧債振りかえを行って、社会的な批判を浴びたと承知しております。

こうした旧債振りかえは、金融機関と信用保証協会との間の保証契約上、利用者に明らかにメリットがある特定の場を除きまして、原則として禁止をされております。信用保証協会は借入金の使用実態の把握に努め、金融機関が旧債振りかえを行ったことが明らかになった場合に、保証契約を無効とし、仮に事故があつても代位弁済をしないということになっております。

私どもとしては、平成十年十二月に各信用保証協会に対して、旧債振りかえを行った場合は代位弁済の対象としない旨を金融機関に警告することを内容とする通達を発し、その防止を図りました。

また、民間金融機関を監督する立場の当時の金融監督庁は、旧債振りかえを行っていた民間金融機関に対して業務改善命令を发出したというふうには承知しております。

○梶原委員 銀行というのは知恵があつて、そのときそのとき、いろいろな形で抜け道をつくっていくんだと思ひます。

今ちょっとお話があつたんですけれども、それで、実際に代位弁済しなかつたというものがあつたんですか。

○望月政府参考人 正確な統計は実はございませぬけれども、全国信用保証協会連合会によりまして、旧債振りかえを理由とする保証免責、つまり代位弁済を行わないというの年間百件から二百件、金額にして十億から二十億円程度というふうになっております。

○梶原委員 私たち中小企業にとっては、無担保で第三者保証がないというのは本当にありがたいことなんですよ。それだけに、ぜひ、この証券化についてもしっかりと取り組んでいかないと、また銀行の問題債権の処理みたいなことにならないか、こういうことを心配するわけであります。

その証券化の問題に入りたいと思うんですけれども、証券化に当たって、保証型と買い取り型と、債券化に当たって、保証型と買い取り型と、金融機関もやはりリスクを負うということではあるうと思ひます。しかし、今まで以上に中小企業がそういった融資を受けていけるのかどうかという、僕はまだまだいろいろ抜け道とかどうか問題があるんじゃないかなというふうに思つています。

例えば、ある会社に対して既に一億円の融資がなされている。担保価値というのは、途中にしてもまだ決して、下がっているわけですし、構造的に大変厳しい業種というのがあるわけですよ。今、一億円融資して、例えば五千万を証券化して、その五千万で担保の土地をしっかりと保全するということ、従来の一億円の融資というのは変わらないで、銀行を保全しただけなんです。企業に対しては、中身が、五千万が証券になつて、それで銀行からの五千万ということになつてしまふんじゃないかな。僕は、こんなことはもう当然銀行は考えると思ひます。

もちろん、あと、証券化したときに、五十社も百社もたまふんでしようから、その中に問題のある会社を、その債権を入れていくというようなことは、こんなことももう当然のこととしてあるんじゃないかなと思つておられるんですよ。リスクが軽減されるということに対して、もつ

とそういった認識を持つて、その歯どめをかけていかなくちやいけないというふうに思うわけですが、結局は金融機関がいいところ取りしているというところについて、その危険性があるということについてはどうお考えでしょうか。

○望月政府参考人 今回の証券化のスキームにおきましては、中小公庫とそれから民間金融機関が協力関係に立つて、このスキーム全体を成立させるという考え方、仕組みになつていくわけでございます。

したがいまして、一たん組成されました、事後的にも民間金融機関が常にかかり合いを持ち続けてこのスキームを維持することになる。そのために、民間金融機関は、ある一番、リスクの高い、私どもは劣後部分と呼んでおりますけれども、劣後部分の一定割合は、もとの民間金融機関に持たせるといふ仕組みが基本にあるわけでございます。

したがいまして、このスキームに乗せるべき中小企業の貸出債権というものが、民間金融機関が特定の意図を持つて悪いものを組み込んでいくということ、自分自身がリスクをしよつていくということになるというのが一つの私どもの歯どめであろうかと思つております。

○梶原委員 今回の保証型、買取り型、ともに劣後部分は金融機関が持つということなんです。保証型で三・五九だと思ふんですよ、その劣後部分間違ひないですよ。買取り型で四〇というのとなんです。これは、例えば、百社入つていればその百社それぞれにその割合だということなんです。百社全部まとめて下の三・五〇ということではない、その会社については全部銀行でリスクを負うということだつたらわかるんだけれども、百社それぞれに三・五〇なんです。ですから、投資家も、確かに優先部分かもしれないけれども倒産をする危険性のある債権を、リスクを受けるわけですよ。そういうことだと思ひます。

もう一つ、先ほどの特別保証で、たしか代弁の比率が六・八だつたと思ふんですよ。六・八％、特別保証で代位弁済しているわけですよ。その下の三・五九なり四ですから、やはりその差というのは明らかに銀行にとっては有利な形になつておられるんですよ。

それについてはいかがですか。

○望月政府参考人 お答えします。

先生、思い出していただきますと、あの特別保証を開始したときの金融情勢というのは、希代まれに見る異例の金融情勢でございました。したがいまして、当時の設計も、事故率を、一〇％までいって仕方がないかなということも前提として設計された、それから審査に当たつても、とにかく困つた中小企業の皆さんのために果敢に保証していくということでもございましたので、書面審査中心の審査をしたというふうなことを考えますと、大変リスクの高いものであつたと思つております。それが、現時点ではかなり終局に来ておりますけれども、六・八％の代位弁済率に一応どまつているというふうには私は理解しております。

今度私どもがこの証券化をしていくときのイメージは、保証型にしても買取り型にいたしましても、やはり審査のところを含めて、そういう意味ではマーケットにたえられるような商品をつくるということになるわけでございますので、一定程度のきちつとした審査がされて行われるということだろうと思つておりますので、若干、同じ比較は困難であらうかと思つております。

○梶原委員 今、マーケットにたえられる審査をしていくことだつたんですが、本当にそこが大切だと思ふんですよ。それで、確かに投資家ですから投資家にとつてもリスクがあつて当たり前なんですけれども、的確な情報が提供されているかどうか。私は、先ほどの話でいえば、商品の中に意図的にそういった危険な債権が組み込まれていくんじゃないかとか、はつきりとした情報が出ていくかないんじゃないかということを心配するわけでは

す。

その審査の部分なんですけれども、これまた保証型と買い取り型で審査が違ふというのを聞いていますので、まず、金融機関が介入することによって、情報がいかに出てくるのか、いかにして、まず第一義的には審査するの、現在の金融機関だということだと思ふんですが、そういった問題があるんじゃないかなと。まず、民間の金融機関に中小企業の財務諸表とかあるいは業績の見通しなどというのがなかなかできないから、今の金融が担保主義になつたり第三者保証をとらうということになつていふんだと思ふんです。

ここでは、中小公庫のことに絞つてその審査の体制を聞いていきたいと思います。先ほども同僚議員が聞いたように、できるだけ幅広く融資をしていく、証券化するというのは、これはそうだと思うんですけれども、果たして十分な審査ができていふのかというのは問題だと思ふます。

中小公庫は、全国で五十九の店舗で現在約五万社と取引をされているということなんです。これは一店舗平均で八百五十社なんですけれども、これは本間に長い間にわたつてつき合をしてきた八百五十社だと思ふんです。しかも、中小公庫とおつき合ひしているというのは、これはもう小企業じゃなくて、売り上げ何十億もあるような、あるいは何百億あるような、本間にしつかりとした大きな会社なんです。今の中小公庫は、そういうしつかりとした会社、しかも一店舗で八百五十社、長い間にわたつておつき合ひをしてきたというところの審査しかしてないわけですから、今度保証型については、証券化される債権を持つすべての会社について審査をするということになつていふ。保証型の予算の枠が九百億ですから、例えば、五千万借りる会社だったら千八百社審査しないといけないんです。これが中小公庫で今果たして、こんなのを一年かけて、あるいは二年かけて審査するといふものじゃないと思ふんです。商品として上がってくる、

それをそれだけの短期間に、何百社といふ会社、あるいは百社か二百社かわからないけれども、しかもつと小さい会社です。これまでおつき合ひしていたような立派な会社じゃなくて、売り上げ三億とか五億とか、本間にちっちゃい会社が多量にだんだん出てきたときに、果たしてこんなものを審査できるんですか。

○望月政府参考人 先生おっしゃいますように、保証型の証券化支援業務というのは、多数の中小企業の保証審査を行うことが中小公庫としても必要でございますけれども、まずは、基本的には、先ほど申し上げましたように、民間金融機関とのベースの基本設計におきまして、個々の案件については、あらかじめ財務内容に関する一定の基準を満たしているかどうかという外形的な要素で審査をいたしまして、それを前提として融資対象とするという予定でございますので、中小公庫の審査事務は一定程度は簡素化できると思つております。

それから、加えて、今私どもとしては、審査における科学的な手法でありますところのスコアリングであるとか、今回の中小公庫であれば、私どもが中心になつて一生懸命やっておりますが、CRDというようなスコアリングシステムなどを使いながら、できる限り簡素に迅速にやりたい、そのための体制を今から一生懸命整えたいといふふうに考えているところでございます。

○梶原委員 その辺も、本間にできるか大きな疑問を持っています。

それから、買い取り型の方については、これは一定の要件を満たせば中小公庫はノーチェックというところになつていふんです。要するに、民間の金融機関、特に買い取り型の方は、地方の特定の地域の会社の債権を証券化するというところ。ですから、大体信金、信組とか小さいところが扱ふんじゃないかと思ふんです。そういうところが、また予算でいうと千五百億ですから、例えば、三千万借りる会社、債権が五千万に及ぶんです。これは中小公庫

では審査しないということなんです。審査しないといふことがどうなのか。民間の特別保証なり先ほど来ずっと申し上げていることにつながるんですけれども、果たして民間の金融機関の審査なりその商品が本間に信用できるんですか、いろいろ不安があるんじゃないかといふふうに思ふを得ない。

ですから、やはり僕は、いい市場をつくつてこそこれから証券化がどんどん進んでいく、将来にわたつて中小企業がいろいろな形で資金調達できるんです。こんなところで金融機関に悪用されて、証券化そのものが台なしになつたら困るわけですよ、こんなことじゃ。それをさちつとやはり担保していかないと、特別保証のときのあの金融機関の態度、これはもう皆さんよく認識あると思います。そのことに對してきちつとやはり歯を磨いていかないと、いけません。ですから、これは全くノーチェックでいいのかなといふふうに僕は思つていふんです。

○望月政府参考人 ノーチェックとあれでございすけれども、もともと組成を行う冒頭に中小公庫が民間金融機関と協議をして、一定の基準を満たす中小企業というハードルをつくるわけでございますけれども、それからもう一つは、先ほど来申し上げておりますけれども、民間金融機関自身にリスクの一番濃いつとをもち続けさせるといふことの歯どめもあるわけでございます。

それから、最後に、私どもとしては、最終的にそれを集めて評価して証券化して売り出すときに、第三者の格付機関に手元にあるすべての情報を開示いたしまして、そこで格付させるといふこともまた、これは一つの担保要因になつていふんじゃないかと思つています。

そういうことで、現在日本で行われているそういう証券化に関する関係者の英知を集めて、悪用をされないようにしたいといふふうに考えております。

○梶原委員 今言われたんですけれども、そういう審査体制とかあるいは銀行への指導といふ

か、そういったところをきちつとしていかないと、せっかくの制度が台なしになつてしまふといふことを心配いたします。

まずは、中小公庫、今定員が千七百三十六人、ですから、五十九社ですから一店舗平均で二十九人といふことなので、どれほどの方が企業の審査に当たつていふのか、あるいはそれだけの能力を持つていふのか、そういったことが問われていくんだと思ひます。そういったところも、この制度による限り、当面、充実が必要なんだろう。

自分は、もう一つ、今の金融機関が中に介入するから何かそういった余計な心配が出てくるので、もつと企業の業績がストレートに市場に明らかになるという形になれば、これは投資家の判断でやつていけばもつといい形になるんだと思ふんです。

ただ、今回の形については、中小の金融機関、本間にまだまだ金融機関も厳しい中でやつていふ、どうしてもその条件をよくしていこうと。金融機関にとつても、いいお客さんといふのは絶対証券化なんかないです。少しでもリスクを回避したい、この人はちよつとまずいと思うから証券化するというのが本音じゃないですか。ちよつと願ひします。

○中川国務大臣 先ほどから伺つております、金融機関が介入してとか、いろいろと、多分、委員は御自分の御体験を含めて、生々しいと思ひますけれども、確かにございふように、借り手の側の中小企業だけでは、中堅等も含めて資金調達するための手法としてマーケットというものを利用するといふことでございすけれども、もとしまして、もう委員御承知だと思ひますけれども、金融機関の無担保の貸し付けを中小企業にします、それを一定の要件において債券化をしてマーケットに出して、そこで、マーケットでもって格付なりをいろいろ判断しながら、リスクも勘案しながら、投資家が買つか買わないかといふところに流れていくといふことでございすか

ら、もともととは、無担保の金融機関と資金需要を求めている中小企業等、中堅等との間の融資というところからスタートをしているというところから債券化、マーケットということに入っていくというところは多分御承知だと思います。

ですから、先ほどありましたけれども、おいしいものには何か変なものがあるんじゃないかというところは、ひょっとしたら、それは、リスクはマーケットがとりましますよ、つまり投資家がとりましますよという意味では、言葉は、表現方法は違いますが、そういうリスクは十分存在するというところは我々も承知しておるだけに、制度をきちんとしたものにしていかねばいけないということでございます。

○梶原委員 ぜひそのようにお願いしたいと思えます。

ただ、先ほどちょっと申し上げたんですが、現在の金融機関が貸し出しをしているその中で証券化をされても、融資量の増加にはつながらないわけですね。結果としてどうかというところ、まさにリスクの分散ということになってしまいう危険性があるんじゃないか。やはり、本当に、意欲があつて、ただ担保がないという中小企業に対して少しでも融資をしていく、そういう条件をつくっていくということが目的だと思えますので、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、少し時間がありますので、組織のことにちょっとふれたいと思うんですが、今回、中小企業総合事業団が分離して、中小公庫と独立行政法人の中小企業基盤整備機構に移管をされるということで、これは既に決まっていたということであるんですけれども、今、独立行政法人ということ、天下りの問題とか職員の問題とかいろいろ問題があるわけで、ぜひ適正に事業運営がなされるようにお願いをしたいというふうに思います。

人員も、今の中小企業総合事業団の職員は、たしか四百名ほどが中小企業基盤整備機構に行くんだと思うんですが、それであと五百人ぐらいが中小公庫の方に行くんだと思えます。先ほど

も申し上げたように、中小公庫でそういった融資の審査であるとかそういったことにこれから相当な人員というのを割いていかないといけないんじゃないかなというふうには僕は思うんですよ。そういったところについて弾力的に人員の配置とか適切にやっていくということが必要じゃないか。

特に、独立行政法人というところ、どうもこれからそういったいろいろな関与が及ばないんじゃないかな、勝手に増殖してみたり、そんなことが言われているわけで、そういったことを十分配慮して、お願いをしたいなということを最後に要望して、質問を終わりたいと思えます。

○根本委員長 午後一時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十八分休憩

午後一時三十分開議

○根本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。梶井良和君。

○梶井委員 民主党の梶井良和です。昼のちよつと眠たい時間になりますので、ちよつと私の自分で起業したりあるいは経営したりした生々しい経験から、実際に国の金融機関を利用した経験でありますとか、そういった中で感じたこと、こういったことも中心に、この中小企業金融公庫法の改正について、この中で御質問をさせていただきます。

無担保、そして第三者の保証人なし、これは本当にすばらしいことであります。実際に自分が経営していると思つたのは、例えばお金を借りに行つたときに、これでは保証人が要すると。それで、親が、ちよつと四十ぐらいが大体社長の年齢ですから、それは退職しているんですね。親も、要するに退職しているから保証人になれない。そういった中で、じゃ親戚、だれか保証人になってくれな

いか、こういうことを言われることによって、物

すごく嫌な思いをした経験がありますから、そういった中で、保証人なしで貸してくれるシステム、こういったことは、本当に取り組みとしてはすばらしいと思えます。

ただ、普通の経営者の立場としての実感として、単純なんです、単純に思うのは、本当に貸してくれるのか、そして、貸してくれるとしたら幾らまで貸してくれるのか、そして、実際には、そういういながらも、審査する、そうした目きき能力のある方に見ていただかないと、この事業の様子あるいはそういったシステム、こんなのでどうしようかと持っていて、なかなか見てくれない。

そういった中で、将来性のある事業に対する審査体制、あるいは目ききのある能力、こういった方が必要なんです、そういった方をどうやって人材育成していくのか、こういったことに對するお考えをお聞かせください。

○望月政府参考人 お答えいたします。

中小企業に対する融資を行うに当たりましては、財務諸表等定量的な情報に基づく客観的な評価はもちろん重要な要素でありますけれども、同様に、中小企業の技術力、販売力、経営者の資質なども必ずしも数字にできない定性的な情報というものが勘案して融資の可否を判断することが非常に重要でございます。

したがって、政府系金融機関におきましては、融資判断に当たって、各支店の融資担当者が実際に企業を訪問し、経営者の姿勢や、技術開発や販路開拓など企業の将来見通しにつき十分調査することによって、目きき能力を生かした審査をしっかりと行うということが大切になってまいります。

このような目ききのできる人材の育成のために、各機関では相応にいろいろ努力をしているわけでございます。例えば、定期的に融資担当職員に対して、企業分析、経営改善指導、企業再建支援などの能力を高めるために、MBA資格を有する大学教授や税理士などの専門家を招いた研修

や、あるいは中小企業大学校への職員の派遣などを行っているほか、中小企業診断士あるいは税理士等の資格取得を促進するというようなことによりまして、この能力の向上に努めているわけでございます。

さらに、来年度から、私どもとしては、中小企業大学校において最新の産業実態等に関する研修を実施することにしたしております、それに政府系金融機関職員の参加を促していくというようなことも考えておりますので、一層の努力をしていきたいと思っております。

○梶井委員 すばらしいお答えだったと思えます。

でも、実際に、先ほど梶原議員からありましたように、私たち、お金を借りに行つた。そうしましたら、なかなか、そういう審査能力があるふうには見えなかったわけでありました。

実際に、まあ恨みで言うわけじゃないですけれども、私が例えばゲームの会社をつくるんだと。そしたら、ゲームなんか、そんなものの、ファミコンがはやってるのは今だけです、八年で終わりますよなんて言われる。実際に今、プレイステーションとか、ずうっと続いているじゃないですか。

それで、では私が、例えば古本とかあるいはCDの中古とかの大きいデパートみたいな規模をつくりたいんだ、そう言つたときに、そんなものはやるわけないんだというような審査をされて、融資を断られた経験があるわけです。実際にその後、ブックオフとかあるいはブックマーケットとかいって、僕が考えたのと同じようなのがあつと全国にできていく、こういったことも実際に経験しているわけでありました。

それとともに、梶原議員も生々しい話をいたしましたけれども態度ですね、貸し付ける側の態度というのは本当に、けんかしたくなるような、そういった態度でやる。それ自体は融資自体には全く問題ないようにお考えかもしれませんが、経営者としては、そういうのが長いこと続いていけ

ば、蓄積して、いざ銀行が不良債権で困っているといったら、ざまを見ろというような、そういう経営者サイドの感覚になるわけです。

そういったときに、銀行が困っているんだつたら、じゃ、税金を投入しても何とか助けてやろうではないかという感覚が生まれなかった、そこには、そんな、経営者に貸すときに偉そうな態度をとったとか、そういった意味でのいろいろな思いがずっと蓄積している、こういうこともあるので、実はそういった部分にも配慮していただきたいと思っています。

それで、実に、クレジット・リスク・データベース、CRDなんです、これで、機械的に、あるいは今までのデータを分析して、信用能力を判断する基準を設けられるということなんです、が、ちょっとしつこいようですけれども、この審査基準、これで本当に、例えば爆発的にどおんと伸びる企業、こういったものがわかるんだろうかという疑問があるわけです。

例えば、アメリカン・エクスプレスであるとかあいうカード会社にしても、最初につくると言ったときは、そんなばかなのがもうかるわけない、事業として成り立たないと言われていたわけです。CNNのような、ニュースのずうっと二十四時間の番組をつくと言われたら、そんなものが成功するわけないと判断されていたわけです。実際に、爆発的にどおんと伸びる、そういった企業のものは、この指標では全く出てこないんじゃないか。

そういった中で、このCRDのリスク情報データベースで判断される部分において、正確さというものを徹底していただきたいと思うんですけれども、その国の取り組みはどうでしょうか。

○望月政府参考人 CRDは、先生の金融機関等に対して中小企業の財務データベースを提供する、我が国最大の中小企業情報データベースでございます。与信の際には、定量的データに基づく企業リスクの把握という面では、審査の迅速化という観点から申しますと、役に立つもの

だと思っております。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、実際の融資判断に当たっては、数字にあらわれない中小企業の資質を評価するということは、おっしゃるとおり、非常に大切なことだと思っております。

したがって、こういった話は、私どもだけではなくて、金融庁が昨今地域の金融機関に要請をしておりますリレーションシップバンキングの中でも、民間金融機関に対して、借り手の定性的な情報を勘案した融資を行う取り組みを盛んに推奨している、指導しているわけでもございまして、私どもは、中小企業、借り手の立場から申しますと、こういった指導が徹底して行き届くということが非常に大事だと思っております。

したがって、私どもは今回、金融検査マニュアルの中小企業版別冊マニュアルを金融庁と協議した際にも、そういった定性的な情報を取り入れたと信判断、検査に際しての判断というものをぜひ検査マニュアルに取り入れてほしいということをするをお願いして、現行の今提案されている検査マニュアルではそういったものがかなり取り入れられて、評価されているわけでございます。

ということとは、こういうことが必要だということと現実の現場でそれが徹底しているということとはまた別問題でございまして、こういった努力を積み重ねることによって、そういった適正な与信判断が行われるということを私どもは期待しているところでございます。

○中川国務大臣 今の樽井議員の体験に基づく御経験のお話というのは、私自身、非常に実感ができます。

というのは、私の方は逆の方で、銀行におりましたので、今から振り返ると、特に新規のお客さん、あるいはまた、本当にいろいろなありますけれども、まあお若いころからいろいろな事業をやられていると伺っておりますけれども、ベンチャーでこれからやろうと思っている方に対して、特に、まあ私はいわゆる大手におりましたから、非常

に、リスクを冒したくない、それによって過去何十年の間に大変大きな取引先を取り逃したという経験もあるわけでありませうけれども、まさにソニー、ホンダというような代表的な会社も最初は町工場から始まっていて、それに対しての与信を銀行として、ある銀行は断ったけれども、ある銀行は、おもしろいからやってみようじゃないかというようなところが大変な差に結果的になっていっているわけでありませう。

また、金融機関と、今よく言われるエンジェルス、ベンチャー、インキュベーターみたいなものと違うと思いますけれども、要は、総合的な意味での目ききという言葉というのは、最終的には出し手、あるいは出し手の責任者の判断によって、結果的に微妙なところで大きく、出し手も天国と地獄になりますし、お金を借りる方も天国と地獄になるわけでありませう。

その辺の反省も含めて、我々は政府系金融機関という立場ですから、あくまでも補完という前提ではありますけれども、そういうものに対して柔軟に、スピード感を持って、リスクももちろん勘案しながらではありますけれども、そういう意味でリスクを、証券化の、この法案についていえば少しマーケットの判断にも任せるといようなことも含めて、貸し手の側の方も、ある意味ではより大きな判断能力というものが必要だと思っております。御質問の趣旨である貸し手の側の人材育成というものは非常に大事だと思っておりますので、そういう認識を強く持っております。

○樽井委員 ありがとうございます。いろいろな経験を積まれているようなので、その辺のリスク、そしてチャレンジ精神、そういったもののちよよいとところをきちんととれる、そういった目ききのある人材をたくさん育てていただきたいと思っております。

それと同時に、CRD、このデータベース、これもだんだんとより正確に、よりすばらしいデータベースに進化していくように全力をいただけたら、そう思います。

それで、実に、おいしい話にはとげがあるんじゃないか、先ほどからずっとありましたけれども、何か利権があるんじゃないか、こう勘ぐってしまうのが野党のさぐであります。

そんな中で、投資家と投資先、それから、要するに投資家、民間金融機関、中小企業、これが名前は一緒だろうが違おうが、例えば同じ系列の会社である、そういった場合に、そういうふうな言葉は悪いですけどもぐるになって、お金を証券化して借りようとするのができるんじゃないかというふうな懸念をちょっと持っているんです。

同じグループ内で金融機関、中小企業、全部紹介合せて、そのリスクの一部を要するに中小公庫に担当させれば、それはまあ中小公庫、いわゆる国の税金によってリスクを担当させながらも、自分たちのグループは、ある程度お金をもう一回融資してもらうことができるというふうな構図ができ上がるんじゃないか、こういうふうなことをちょっと疑っているわけですけども、その辺についての審査はどうなっておりますでしょうか。

○望月政府参考人 この仕組みをスタートさせるときには、ある民間金融機関と中小公庫が、その証券化の全体の枠組みについてのきちつとした話し合いを相当することになるわけでございます。

したがって、中小公庫は、その民間金融機関の背景を含めて、きちんと戦略を立てて相談をしようというところでございまして、中小公庫だけが一方的にそのグループにだまされるということとはあつてはならないと思ひますし、当然十分に気をつけてやらなきゃいけないと思っておりますので、まだ始めておりませんから、法律成立後でございますけれども、留意する点があるとすれば私どもとしても十分留意しながら運営していくようにというふうに指導してまいりたいと思っております。

○樽井委員 ありがとうございます。ただ、例えば大きなグループだけが得をして、最終的に国民にそのリスクなり負担なりを負わせ

る、こういう構図自体が起こらないようにしたいものだと考えておりますし、また、そういった厳正な審査をしないと、今後の国のこういったシステムがなかなか機能しなくなりますので、その辺の管理運営の方は、ぜひ、力を入れて、よろしく願います。

それと、この証券化スキームの要するに対象になる、いわゆる融資の対象になる、大体でいいんですけれども、普通、例えば僕なんかが地元に戻って、うちなんかはこれ頼んだら貸してくれるんだらうかというような企業とか出てくると思うんです。だから、実際問題、例えば数値的に挙げるとすれば、例えば従業員幾らとか、例えば資本金幾らぐらい、あるいはそういう基準とか、大体これぐらいの規模の会社を想定してこの融資制度をつくりましたというのがあれば、ぜひ教えていただきたい。

○望月政府参考人 証券化支援業務の実施に当たりましては、元利金の円滑な返済が見込まれる事業者というものを対象とするというのが原則でございますので、財務状況などについて案件ごとに一定の基準なり枠組みを設けることはございますが、先ほど来御答弁申し上げておりますように、できるだけ広範な地域、あるいは多様な業種、規模の中小企業が無担保融資を受けられるようにするという目的の制度でもございますし、それがまたリスクを分散する方途でもございますので、お尋ねのような中小企業者の規模についてあらかじめ一定の数値基準を設けるというようなことは、現在のところは想定しておりません。

○樽井委員 例えばよくある町工場とかで二十人ぐらいの従業員がいるような会社とかも、そういった貸付対象として、言えは含まれるということとですか。

○望月政府参考人 窓口になる民間金融機関、この場合いろいろタイプがかかわると思っておりますけれども、地域の金融機関、信金を含めてあるわけでございますから、当然そういうところとお取引も通常もしていることもあろうと思えますし、対

象になるものと考えていいと思えます。  
○樽井委員 ありがとうございます。

けさの議員の質問にもありましたけれども、実際に、大企業が今利益をぐっと上げています。それにもまして中小企業はやはり困っている。それよりも零細企業はさらに困っているわけであります。ですから、なるべく困っているところにお金が行くようにということをぜひ考えてほしいと思うんです。

実際に高いお金で、本当に、マンションとかいろいろなものをバブルのときに投資して、土地がばつと目減りしたりして借りられずに困っている、実際には利益を会社としては上げて困っているけれども、そういった借金があつたりして困っている企業、こういったものが地元にはたくさんあります。そういった小さいところにもなるべく範囲を広げていただければ強くお願いしていきたいと思えます。

それで、これもちょっと頻繁に出ている質問であるんですが、実際にこういったシステムができて、本当に商品開発をしようとか、物すごく一生懸命この会社の中で、国のため、あるいは人々に喜んでもらおうと思って頑張っている社長さんというのは、意外と金融とかのこういった制度、システムには関心がないというかちょっと疎いところがありまして、実際にこういう制度がばつとできると、大阪なんかですと、本当にいつも金、金、金と言っているちよつと目ざとい経営者がばつと手を突っ込んで借りて終わる、こういったことも考えられるわけです。

実際にこんな技術を持っていないが、こういうふうには、こんな融資制度できましたよ、そして、これを利用することによって本当に一回立ち上がったすばらしい会社になりますよ、そういうふうなことを広告、そして告知して、みんな周知徹底していこうということをしていかなければならないと思うんですが、その辺の周知徹底について、例えばどこかの金融機関に借りに来たらこんな制度がありますよと教えてあげるとか、そう

いうことに取り組むのかどうか、教えていただきたいんですが。

○菅大臣政務官 委員おっしゃるように、確かに中小企業者においては証券化支援というのは目新しいものでありますから、周知徹底、なかなか難しいのかなということがありますので、これは何も中小公庫だけでなくて、本省も挙げて、わかりやすいリーフ等をつくって周知徹底をするとかあるいは実際は、これは民間の金融機関を中小公庫が支援をするわけでありまして、民間の金融機関におきましても地元の中小企業等に幅広くこれを宣伝をしよう。あるいはまた、どこでこうしたものを行っているかということ、中小公庫のホームページあるいは支店の窓口、さらには各県にあります中小企業支援センター、こうしたものを含めて周知徹底を行っていききたい、こう考えております。

○樽井委員 周知徹底、ぜひ図っていただきたいと思えます。

その中で、例えば経営していて、この今回の、中小企業の、証券化によってお金を貸し付けるんだとかいう制度以外にも、さまざまな制度が民間で、実際に国に金融機関にはあるわけです。そんな中で、実際にお金を借りに行こうと思うときに、普通、例えば旅行に行こうと思ったら、ゲームに行く、サイパンに行く、いろいろなパンフレットがずらつとあるところで、そこで契約するわけですね。それと同じように、銀行だからあるいは金融機関だからといって、一カ所に行つてその商品しか見ずに判断する、そういうこと自体もあれです。適切なアドバイスをしてくれる方がいるところにやはり行きたいわけです。

例えば、経営者としてこういったことをしたいんだ、そしてそれには幾らぐらいかかる、担保はこれだけ今のところあります、今までこんなことをやってきました、そういうことを説明すると、例えば、貴社ならばこういう融資制度があるのでこの銀行のこのシステムから何ば、そして国の金融機関から何ば借りるのが一番条件的には有利で

いいと思えますけれどもというふうに、ホテルにあるコンシェルジュみたいな、窓口の案内所ですけれども、そういうものがあれば実にすばらしいし、そういうものがあつてしかるべきだと思うんです。

それとあわせての質問なんです、例えば、会社を経営する、あるいは新しく登記することにおいても、普通だったら、こんなことをしようかと思つたときに物すごく手続が面倒くさいんです。公証役場に、定款をつくって書いていったのを見て、またそんなところでも結構お金を取られるんです。それで、法務局に届けて、一週間ぐらい待つて、それをまた、定款の、例えば謄本とか写しとかを持ってまたいろいろ役所なりなんなり行かないといけない。例えば、それが飲食業にかかわることだったら、また保健所に行かないといけない。税金を払うのにしたつて、府税事務所に届け、また普通の市役所にも行つてとか、本当に面倒くさい。それで、こういうのは経営者にとつてはまた力が必要、むだなエネルギーになってくるわけでありまして。

さっきのコンシェルジュと同じように、例えば起業したり登録したりするのでも、一カ所で、ワンストップでまとめて、あなたの企業だったらこれとこの許可が要りますね、では、この書類です、これで、一カ所で受け付けて終わるといふ、そういった一つの、ワンストップの場所、そしてコンシェルジュ、こういったものをつくつていただきたいと思うんですが、その辺について、大臣、どう考えでありますか。

○中川国務大臣 今の、先ほどの御質問は、資金面だけではなくて、例えばいろいろな企業運営上のアドバイスでありますとか、販売、販路の問題であるとか、いろいろな面について総合的に、企業の立ち上げ、そして、企業ですから、それがうまくいくためにみんなで頑張るために知恵を出せという、いろいろな観点からの御指摘だと思います。

いわゆる立ち上げあるいはベンチャーという観

また、窓口自体が、今説明していると、縦横いろいろある、こういうことになりますので、私は努めて横の連携もよくとるように、どこかに行けばほかのところのそのような窓口センターにつながるように、いわゆるネットワーク化といいますか、そういうことも大事だろうと思っています。

先ほどの広報じゃありませんけれども、これだけやっていますというだけじゃだめなので、これだけ窓口がそろっていますというだけじゃだめなので、文字どおりユーザーというか、我々から見ればお客様ができるだけ利用しやすいようにするよう、これからも努力をしていきたいというふうに考えております。

○樽井委員　ぜひその点は強く努力をしていただきたい部分だと思います。

実際に、例えば私の経験なんかで、ゲームソフトを買い取って売る、そうしたら古物商の許可が必要ですね。それが、例えば法務局に届けます、でも何にも言わずにこれでオーケーですと返ってきます。税務署も届けます。そういう許可が例えばこの業種だったら要るんだということは、僕が勉強しないとわからないことなんです。そういうのも、普通だったら、法務局に届けた段階で、許可が要るんだったら一緒にその許可証も出すとか、何かそういうアドバイスなり、もうちょっと親切にやっていただけたらというふうに思うわけがあります。実際に何日も時間があ

それが、時間がありますので、質問ではないんです。が、実際に、いろいろな意味で、これから企業化なり、今度はベンチャーファンドなりで育てていこう、そういう企業を育てていこうという取り組みを国がやっているんですが、どうも経営者で、私なんかまだ当選して三カ月しかたっていないので、まだ頭の何%か経営者の部分なんです。が、政治家頭と言ったら非常に失礼かも知れませんが、政治家頭と言ったら非常に失礼かも知れませんが、いすけれども、何でも税金、そして補助金、何かあれば大学というような、そういう発想で成り立っているような気がしてしょうがないんですね。

実際に、例えば会社ができるときに、普通の企業家なんかに話しますと、例えば、今起業したら何年間税金保障されますよとか、そういう制度を政治家がつくったとしても、税金が安いから新しい会社を立ち上げようなんて思っているやつがいるのかといったら、いないんです。何かこういうアイデア、すばらしいのがある、夢があるんだ、こういうふうなことをしたいんだというからやるのであって、あの税金のことなんかを考えると、では今、安いうちに起業してやろう、そういうのはいないわけです。

そういう誘発する部分においても、例えば大学発のベンチャーをつくらうという部分であっても、では、実際にとんでもないものに育った企業というのがそういう形式で育ってきたんだろうか。あるいは、中小企業を育てることによってそこが育ってきたのかということに関して言えば、例えばアップルでもマイクロソフトでも、本当に、二人ぐらいで自分の部屋でやっていたような、そんなところが実はスタートであり、むしろ大学を中退している、私なんか中退なんです。が、そういう方の方が多いように思われます。

松下幸之助さんであるとか本田宗一郎さんであ

そういつた中において今後、景気回復しているとはいえやはり大企業がほぼ占めていまして、実際には、経済体の多くを、ずっと百個ぐらい経済組織体で物すごく高いのから順番に並べていきますと、国が五十八ぐらいで、四十二は実は企業なんだ、そんな状態にもなっているわけであります。例えば、デンマークよりもウォルマートの方が経済組織体としてはでかかったりする。そういった国際的に足をずっと広げているグローバルな企業がどんどん伸びる一方、国の方はさほど伸びていけない、こういう現象になっているわけがあります。

日本に住む、そして日本で働く、そして日本の発展というものも考えた融資をしていかなければ、海外へ飛んでいく企業にお金を貸すとかいうことばかりでいけば、企業がどんどんでかくなって、国破れて企業ありみたいな、そういう世の中になりにかねないと思いますので、国の金融機関は、できたら国の、日本人の、日本の利益を優先する企業にぜひとも力を注いで、この日本の経済を発展させていけるように強くお願いして、質問を終わらせていただきます。

○根本委員長 村井宗明君。

○村井(宗)委員 民主党の村井宗明です。  
長引く不景気の中、今、景気は回復している、いや景気は回復している、小泉総理はそうおっしゃられますが、実際、景気が回復しているのは

ここで、確認する意味で、あえて数字を挙げさせていただきます。総務省の統計によれば、我が国の中小企業の数には四百六十九万社で、実に全企業数の九七・七％。一方、それに使っている予算、お話ししたいと思うんです。国の一般会計予算八十一兆七千八百九十一億円に占める中小企業所管分は、何とわずか千八十二億円、率にすれば〇・一％にすぎません。それに対して、例えば農林水産省所管分は二兆七千六百二十一億円なんです。

さて大臣、中小企業予算は、農林水産の予算の何分の一なんでしょうか。(発言する者あり) そうなんです。今、二兆七千六百億円と千八百十二億円、たったの二十五分の一にすぎないんです。私たちは今、本当に全国の中小企業の声に耳を傾けて、今までの行政の縦割りにとらわれた予算配分、それを打ち破り、本当に日本の景気回復、中小企業のため一生懸命頑張っていかなければならないのじゃないのか、そのように訴えさせていたきたいと思います。

その問題意識をもとに、本日議題となっております中小企業、中小・中堅企業対策関連三法案について、特に私は、商工会議所法及び商工会法の改正を中心に質問させていただきます。

商工会議所も商工会も、それぞれの地域の中小企業のために経営指導、融資の相談、支援事業などの身近な窓口となっていて、欠かせないものです。その合併が今議論されようとしています。その中で、やはり、合併をしたはいけどサービスが下がるとか、合併して補助金が減るとか、合併して結局足した分の経営指導員の数が減るとか、そういうことがあってはならない、私は、今そ

のように訴えさせていただきたいと思ひます。その問題意識をもとに、商工会の合併規定の方から質問させていただきます。

まず、合併の地区の問題です。

今回提出されています改正案によりすると、商工会議所同士、商工会同士の合併に際し、飛び地など合併の地区の特例が認められるのは、「工業の状況により、特に必要があるとき」とされていますが、具体的にはどのような場合でしょうか。事例も含めてお答えいただきたいと思ひます。

○望月政府参考人 お答えいたします。

商工会議所、商工会は、その地区における工業の総合的な改善発達を図るということを目的としているものであります。通常、市町村の区域と地域の経済圏の間には一体性が見られるということと、その目的を達成するための事業は市町村の商工行政と類似の性格を有するので、それぞれの地区は市町村の行政区画と一致することが原則となっております。

ところが、近時、市町村合併は、地方自治体の行財政基盤の強化であるとか、高齢化問題などの社会問題への広域的な対応などの観点から進められております。このため、市町村合併の動きが活発化していく中で、市町村の区域と経済圏とが一致しなかったり、あるいは、同一市町村内に都市部の性格を有する商工業の状況にある地域と町村部の性格を有する商工業の状況にある地域とがさまざまな形で混在するというような場合も生じてきております。

こういった場合には、地区の特例を認めて、商工会議所、商工会それぞれが多様な形態で合併を行えるようにした方が地域の商工業の総合的な改善発達という観点からよろしいのではないかといいことで、今回こういう規定を提案させていただいているわけでございます。

具体例というのはなかなか、これは自主的な判断で合併というものは行われるものでございますので、私どもの方からこれとこれは適当ではない

かとなかなか申し上げにくいのでございますけれども、ただ、具体的な動きがある中で申し上げますと、例えば、岐阜県の坂祝町商工会地区という商工会の地区があるんですが、そこが富加町商工会地区というのが、隣接しないところがありまして、両地区は二キロメートルしか離れていない上に、坂祝町には車両製造とか機械製造を行っている企業が多くて、それから一方の富加町にはその下請工場が多い。しかしながら、二キロぐらいちよつと離れていて、隣接はしていません。そういった産業面でのつながりが非常に強いという状況にあるような場合に、合併によってその地域の商工業の総合的な改善発達という観点からは適切ではないかというような例があるわけでございます。

○村井(宗)委員 ありがとうございます。

今まさにおっしゃられたように、これからのこの法案の改正によって行政の区域と商工会議所として商工会の区域がずれる、そういうことがよく起こってくる、そういうふうに変わります。

その中で、今まで、例えば町、町役場と町の商工会、これは密接不可分なものであったケースが非常に多い。また、商工会議所と市役所なども、しっかりと連携して今まで取り組んできたケース、こういったものが非常に多いんです。そしてまた、いろいろな事業、地域発展のための事業や町おこしの事業、そういったものが一緒に行われてきた。そんな中で、今後は区域が違ってくる場合がふえてくる。行政の区域と商工会議所、商工会の地域が違う場合、会員である中小企業事業者の立場に立つて、行政と商工会の一体的な活動に支障が生ずることがないように十分配慮するようお願いしたいと思ひます。

この点についての経済産業省の取り組み、考え方を聞かせください。

○江田大臣政務官 先生がおっしゃれますように、市町村の行政の区域と商工会の地区が異なるようなケースも、今回、合併が認められることになりました。こうした場合には、地域の商工業

の実態から見てそれが適切であるかどうか、また、行政と商工会の一体的な活動に支障が生じないかどうかを、この改正法の第二十七条第二項に、「関係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと」ということをこの認可の要件にしております。

また、こうした合併や設立の認可を行うに当たりますのは、関係都道府県知事及び関係市町村の意見を聞くことと、これも二十七条第三項にしておりますので、この一体的な活動が発展的に行われますことを十分担保できる改正内容になっている、そのように思っております。

○村井(宗)委員 ありがとうございます。

今、支障を生じないことを認可の要件にされるというふうにおっしゃられました。広域合併や行政の区域と一致しない合併の結果、商工会議所や商工会、本来のきめ細かな経営指導などのサービスが低下してしまうのではやはり本末転倒なんですよ。この懸念に対して、今おっしゃっていたいただいたこと、しっかりと取り組んでいただければと思っております。

さて、今回の改正が実施されますと、合併により同一市町村内に商工会議所と商工会が併存する事例が多く生じてくるんじゃないかと思ひます。しかし、商工会には商工会のよさがある、商工会議所には商工会議所のよさがあるんです。商工会には、やはりそれぞれの地域の零細企業、そして個人事業主、そういったところともしっかりと連携や人間関係をつくって取り組んできたことと、また、商工会議所には、地域の経済をしつかりと支えてきた伝統と役割があるんです。それぞれの長所と役割をしつかりと残す必要がある、私は今そのように考えています。

今、将来的な商工会議所と商工会の合併も検討されていることですが、いかがでしょうか。これは中川大臣御本人からの所見をお伺いしたいと思ひます。

○中川国務大臣 この法律は、そもそも、市町村合併に対応して、商工会議所あるいはまた商工会

同士が、合併した方がいいだろうというそれぞれの商工会議所、商工会の判断があったときに、それを、いろいろな手続や税制上の問題を、その負担を軽減するためにお役に立たせていただきたいという趣旨の法律でございます。

他方、先ほど中小企業庁長官からも答弁ありましたけれども、また委員からも今御質問の中でございまして、法の趣旨としては中立的ではございまして、法の趣旨としては中立的ではございまして、市町村合併も、いろいろ、町の皆さん方、市の皆さん方の御判断で合併することがいいと判断したときに、商工会もそういうふうにした方がいいという御判断になったときのための法律であると思っております。

他方、そういうことも念頭に置きながらだと思ひますけれども、商工会同士の全国団体レベルでの協議会もスタートするというふうにも聞いておりますので、そういうものも我々としても関心を持って見守っていきいたいというふうに思っております。

○村井(宗)委員 今、関心を持って見守っていくというだけでしたので、やはりもう少し明確に、今後はそういうこともあり得るのかどうかについてお答えいただければと思ひます。

○中川国務大臣 ですから、あり得るかといえはあり得るんだろうと思ひますけれども、我々がこうしろということが言えない、こういうことではないと思ひます。

○村井(宗)委員 ありがとうございます。今大臣がおっしゃられたように、無理やりの合併はな

い、団体同士で合併した方がいいという話になればするというお話を大臣みずからしていただきました。

今、いろいろな市町村、行政が無理やり合併をされる、その方向に持っていられるということ、非常にいろいろな問題、そして地域からいろいろの音が起っています。くれぐれも、商工会の合併についてはそれぞれの地域で判断する、上から無理やり合併を持ちかける、そういったことがないようにお願いしたいと思います。

さて、今、商工会や商工会議所を通じて行っている中小企業支援事業についても、中小企業庁長官にお願いしたいと思います。

まず、全国商工会連合会が平成十五年から実施している受託事業ですが、町の起業家等資金支援調達マッチングモデル事業について取り上げたいと思います。

地元の企業と地域の投資家をしっかりと結びつけるというモデル事業なんです。各地の商工会によりますと、貸し渋り、貸しはがしなど、そういった時代のため、モデル事業実施についての非常に高いニーズがある、そんなふうな地元の商工会等からもお聞きしました。その推進についてお願いをしたいと思っています。

これまでの実績や今後の推進のための取り組みについてお伺いしたいと思います。

○望月政府参考人 お答えいたします。

町の起業家の資金調達マッチングモデルという事業、私どもの政策としては大変ユニークな、小規模企業を起そうとされる方に町の人たちが資金面での支援をするというようなことをぜひ広めたいというところで始めた事業でございます。

本年度から始めているんですけれども、ちょっと私がここで申し上げるには余り格好はよくないんですけれども、予算額が九百七十万円でございます。私ども、いい構想ではありますけれどもどうなるかなと思って細々と始めたわけでございますけれども、これが大変全国から人気がございますので、要すれば、お金の額の問題ではなくて、こ

ういった発想で、商工会、商工会議所が中心になって、そういう町の起業家、小さい起業家の方々を町全体で支援する人たちを募るというような仕組みが好評を博しているんだろうと思います。

実際に、今年度では五つの企業が、少人数私募集を活用いたしまして、直接地域の方々から新事業展開のために必要な資金の調達を実現しているわけでございますし、今後、七つぐらいの企業が同様な点でそれを実現する見込みだというように一定の成果が上げられております。

私どもとしては、これだけある意味では地域にニーズのある話でございますので、十六年度予算案では七千六百万円という額にいたしました。一件は小さい額でございますけれども、幅広く御要望におこたえをして、こういった町の起業家を地域で支えるような事業というのが広まっていけばいいなというふうな考えているところでございます。

○村井(宗)委員 ありがとうございます。

今おっしゃられたような形で、まだまだ予算額が少ないですが、多くの地元の商工会、そして今後事業を起そうという方々にとっては非常に注目されている事業なんです。今後はもっとしっかりと予算をつけていただいて、そして新しく事業を起そうという方と今どこかに投資をしたいという方、それぞれの町の地域経済の発展のためにマッチングを進めていただければいいのではないかと、今、マッチングの話、もう一つしたいと思います。

大臣の地元で、例えば個人事業主の方でかなり年配の方がやっておられる、そして後継者がいない、だからやめる、そういった企業はないでしょうか。特に、数名おられるところじゃなくても、と零細企業、個人一人をやっているような企業、そういったところで、いや安定した顧客もある、今ある程度収入もある、だけれども後継者がいないからやめざるを得ない、老夫婦二人でやってい

たけれども、もう七十を超えてしまったし、やめ国にたたくさん見られます。その一方、私たち若い世代で、いや事業を起こしてみたいな、創業してみたいな、だけれども初めの資金はないし、安定した顧客がない、最初顧客を開拓するのは難しいだろうな、そんな両方、その両方にメリットがあるような方法、これが後継者人材マッチング事業なんです。

今、中小企業庁の方がそうやって後継者人材マッチング事業をどんどん進めようとしている。これは私、非常にいい制度だと思っております。若い世代にとっても、そしてある程度顧客がついているところで後継者難のところも、これは両方にとつてしっかりとプラスになる。そして地域の経済を支えていく手法だと思っております。これをもちと進めていくようにお願いしたいと思います。

中小企業庁長官、やはり今後の取り組みについてお答えいただけますでしょうか。

○望月政府参考人 今御説明ございました、ありがとうございます。

後継者人材マッチング促進事業ということは今年度から始めまして、それで、後継者難に悩む事業者と新規創業を希望しながら実現をちゅうちょしている方々の、後継者となることに関心を有する人とのマッチングを支援しております。

一つは、インターネット上に後継者人材マッチングサイトというものを立ち上げまして、後継者を求める事業者と後継者となることに関心のある者からの情報登録を受け付けて、マッチングを行っております。もう一つは、全国二十一カ所の商工会、商工会議所におきまして、こういうことを希望する方々に対するセミナーの実施、現地交流会の開催などのモデル事業を実施しており、実際にマッチングが成立を始めております。私どものところでもわかっておりますのは、マッチング成立したのは六件、マッチングに向けて協議継続中五件などというものがございまして、先ほどのインターネットのサイトにも数多くのものが登録

されているところでございます。

○村井(宗)委員 今後もそういった形で後継者難に悩むそれぞれの地域の小さな個人事業主、そういったところを支援していただければ、そしてなおかつ、若くて意欲があつて創業してみたい、そういった思いを持っている人たちをしっかりとつなげていただければと思います。

また、今回時間がないので省略させていただきますが、JAPANブランド育成支援事業など、行政の方から商工会を通じて行っている事業にはやはりいい事業がたくさんあります。そういったところを通じて、地元の零細企業、そして、個人事業主をしつかりと支援していただければと思います。

中小零細企業の経営者の立場に立つてみますと、毎日毎日が商売と資金繰りの連続です。今月の給料はちゃんと払えるだろうか、今月の手形は確実に落とせるだろうかとか、まるで網渡りのような経営に悪戦苦闘をしているわけなんです。そんな中で、経営指導から金融相談に始まり、創業支援から町づくりの支援まで、商工会議所、商工会にかかる期待はますます高いものと言えるのではないかと思います。

商工会議所、商工会には、国、地方公共団体の補助金が大なり小なり投入をされているわけです。地域における加入率の向上を図り、会員からの会費収入を呼びかけるなどと言ったとしても、一朝一夕には難しいものがあるわけです。

今現在、やはり商工会では補助金によって運営している部分が少なくありません。しかし、昨今の補助金削減によって、一部の自治体では商工会議所、商工会への補助金削減の動きがある、そんなふうな声をよく耳にします。地方の方が入れなければ、国の補助金もそれとは同じ額を入れていくということなので、地方から商工会議所への補助金を削減すれば、国の方で予算をとっていたとしても、それを消化できずに、結局、商工会全体が二重に予算を減らされてしまう、そういった事態も少なくありません。

これに対し、国は、地方自治体に対してどのような指導あるいは助言を行っておられますでしょうか。

○江田大臣政務官 今、先生も御指摘のとおり、商工会、商工会議所が経営相談・指導の実施等各種事業を円滑に進めていくためには、都道府県からの必要な助成が得られるということが大変重要でございます。このため、国としては、都道府県の商工会等に対する助成に對しまして、必要な地方交付税等を講じるとともに、都道府県に對しまして、商工会等が商工業者のニーズに即してきめ細かい、質の高い事業を実施できるように十分な配慮を行うよう要請しているところでございます。

三位一体という行政改革の中で、先生御指摘のように、補助金、交付税と減っているようなところでもございますけれども、むだを徹底して省きながら、しかし、必要なところにはちゃんとお金を持つてくる、こういうことで対応をしていかなければならないと私自身もしっかりと思っておりますので、このように、今後とも、都道府県に對しまして、十分な配慮が得られるように努めてまいる所存でございます。

○村井(宗)委員 ありがとうございます。  
今、地方公共団体の方にもそうやってニーズに即してきめ細かい事業を要請していただくというふうに言っていました。

そんな中で、やはり特に守つていかなければならないもの、それは経営指導員なんです。商工会の経営指導員、第一線の人員が合併等によって削減されたりすると、本来期待されている小規模商工業者へのサービスの低下を招きかねない、そういうことが少なくありません。

特に、それぞれの商工会で、今やはり人間関係を持って、それぞれの人間関係、顧客の状況、そういうものは町の商工会の経営指導員がよくわかつているわけです。一緒に合併して減らす、ほかの方が担当する、そういうことがあったとしても、実際は、その町の状況がわからない、隣の町から来てもよくわからない、そういう状況が行われるわけなんです。

今、そうやって、ニーズに對してきめ細かい事業をやるように都道府県にも要請していただくというふうに言われましたが、特に、補助金の部分で、経営指導員の人員を削減しないようにお願いしたいと思いますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○江田大臣政務官 経済産業省としては、この経営指導員、これは非常に重要な方でございます。商工会議所、商工会が十分な中小企業の支援策を、この機能を果たしていくためには、経営指導員の人材育成というものが非常に重要でございます。また、経営指導員の数の確保ということも非常に重要でございます。

したがって、本省としては、合併によりまして経営指導員の数が減少して弱体化するようなことがないように、また、合併の本来の目的でありますこの事業の広域化、それから、指導内容の専門化等に対応して、より充実した小規模事業者支援が行われることが望ましいと考えておりますので、そのように県に對しても指導を徹底できるようにしたいと思っております。

○村井(宗)委員 それでは、最後のまことに中川大臣にお尋ねしたいと思えます。  
選挙のときには、ほとんどの候補者が中小企業の支援、そういうことを訴えてきました。日本経済を支えるのは圧倒的な数の中小企業だとか、中小企業が元気にならないければ本当の景気回復はない、もう皆さん、ここにおられる方、そういうふう言っている方、これに思っている方、そういうふう言っている方、これは非常によく言われているわけです。

しかし、本当に厳しい財政状況の中ではありますが、商工会、商工会議所を通じた地域の中小企業支援は、特に地方の中小零細事業者の物心両面の支えとなっているわけです。選挙のときみんなこう言っていたけれども、やはり補助金の削減などで、今、商工会、商工会議所が非常に苦しんで

いる。そして、それによって中小企業対策が十分に行われなくなりつつあります。

そんな中で、やはり私は、財政の一律カット、補助金の一律削減と処理するには、これは好ましいものではない、そのように考えております。  
大臣、商工会、商工会議所に対する地域中小企業支援の充実、そして、期待されている張りきりさせたタイムリーな行政の取り組み、これらの点について、これまでをまとめて所見をいただきたいと思えます。よろしく願います。

○中川国務大臣 大変情熱的ないろいろな御意見をいただきました。  
実は、先ほどの後継者マッチング事業のときに、私、地元でそういうことがあるかというお話がありましたが、もちろん、お客さんがいっぱいいて、例えば、おいしいお菓子や、北海道ですか、ラーメンなんかをつくるお店さんが後継者がいなくて、さあこの人がいなくなっちゃうと、あとどうなんだろうなんて私も心配することがよくあります。

よく農業後継者の話が私のところなんかは問題になって、あるとき東京に農業地帯の後継者が本当にいないんですよと訴えに来たら、実はそのとき、ある銀座のしにせの商店街の世話役の人から、実は銀座のしにせの中継ぎにある、歴史のあるお店屋さん、後継者不足で非常に困っているんだ、ほとんどお店が減つていっているんだという話を聞いて、それは間接的に聞いたんですけれども。

実は、商店あるいは小さな企業であっても、後継者不足というものは、これはある意味では、単にその地域だけの問題じゃなく日本全体の、何といましようか、たぐみといましようか、一つの誇れるものの消失になってはならないというふうな思っているわけでありまして。  
そういう意味で、我々、何も選挙のときだけの公約ではなくて、冒頭、予算の話を読みましたけれども、我々は、確かに農業予算や福祉予算に比べれば金額的には少ないかもしれませんが、それ

も、小泉内閣としては、厳しい財政状況の中で、福祉あるいは科学技術、これは皆さん認めていただけるでしょう。しかし、それと並んで、中小企業予算も、微々たるとはいえプラス〇・五%をふやしているというところは、これはやはり我々、中小企業対策が極めて日本経済の屋台骨を支える、北海道から九州、沖縄に至る全国を支えているという意味で大事なことであらうなわけでございとも御理解をいただきたいわけでありまして。

そして、知恵は、やはりその地域、地域が考えていただく、それを、資金面だけではなくて、人材面、技術面その他いろいろなノウハウ、あるいは、データベース化したような形で、全国でそういうものに対してアクセスできるといふようなことも含めてやっていくのが我々の仕事だと思っております。

そういう意味で、委員のいろいろなお話、実体験あるいはまた情熱含めて、我々に対していろいろの御意見をいただき、また参考にさせていただきます。中小企業が真に元気になることによつて真の意味で日本がまた元気になっていくという共通の目的に向かって進んでいきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○村井(宗)委員 ありがとうございます。質問を終わらせていただきます。  
○根本委員長 村越祐民君。

○村越委員 民主党の村越祐民でございます。村井委員の熱気が冷めやらぬ空気があるかと思いますが、私は淡々と進めてまいりたいと思っております。

私は、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案につきまして、とりわけ、中小公庫の証券化支援業務追加にフォーカスをいたしまして質問をさせていただきます。

政府の誤った金融政策によってバブル経済が発生して、また、政府の誤った金融政策によってバブル経済がいわばスパーハードランディングの形で崩壊し、国民は大混乱に陥っております。そ

○中川国務大臣　今、冒頭のお話の中で、我々の役割というのは、あくまでも政府ですから、要するに、これは小泉内閣の公約でもあるわけであり

規模を見込まれているのでしょうか。お答えいた  
だきたいと思います。

○望月政府参考人 今年度予算で前提としており

がるのではないかと、いうふうに思っております。  
 ただ、いずれにしても、この商品がマーケット  
 で売れるか売れないかという観点から申し上げれ

報の開示ということが大きな問題になると考えます。

いわゆる中小企業の情報非対称性というものが問題になっているわけですが、その緩和

和のために平成十三年度より、CRDですが、中小企業信用リスク情報データベースというのが運用されているというふうに承っておりますが、現時点でデータの保有量がまだ少ない、それから匿名に限ったデータの運用がされているというふう聞いていますが、証券化支援の促進のために、このデータベースのさらなる充実化というのが非常に急務であると考えますが、今後の方針があればぜひお聞かせください。

○望月政府参考人 CRDにつきましては、百七十万件ぐらい現在登録されておりますけれども、まず、この量の充実ということが非常に大事なことでありますので、今、関係金融機関等々に対して参加を非常に呼びかけているところでございます。

それからもう一つは、質的充実ということも大事だと思っております。そのためには、このデータの公開等々で、最新のデータにいかにしてリニューアルしていくか、こういうことも大事だと思っておりますので、その点の努力をしている最中でございます。

○村越委員 それから、我が国の金融というのは、圧倒的に間接金融に偏っていると言われてるわけです。そして、これが金融機関にリスクを集中しているという問題を起こしているわけですが、けれども、その金融機関に集中しているリスクを分散させる観点からも、我が国が抱えている大量の個人貯蓄を投資に向かわせることが経済を活性化させるかぎになるんじゃないかと考えるわけです。

そういった観点からも、機関投資家だけではなくて個人投資家も視野に入れた証券化市場が求められてくるんじゃないかと思いますが、これに関してはどういうふうにお考えでしょうか。

○望月政府参考人 お答えいたします。先ほど申し上げましたように、私どもは、決して個人投資家のところについての視野を忘れていたわけではないと思いますが、機関投資家は一人引き受けた上で、その中には、場合によっては個

人投資家に販売される方がおられるだろうというふうには思っておりますし、それをまた推奨していきたいとは思っております。

ただ、それも含めまして、全体として、逆にマーケットの方の成熟度というの也非常に大事なことでございますので、私どもは、このマーケットが、私どものこのことだけで成熟するわけではなく、もちろんございませんで、本件のような動きをすることによりまして、PR等々でマーケットにそういうものが浸透していくということを心から期待しているわけでありまして。

○村越委員 今マーケットの成熟度というお話がありました。その点に関してちょっと後ほどまた伺いたいと思いますが、先ほど御答弁の中にありました、いろいろなリスクレベルのものとあると。メザニンとかなんとかとかというのがあると思うんですけども、そういったさまざまなリスクレベルの債権をまとめて上げたものになるがゆえに、個々の債権のリスクから発生する証券そのもののリスクをどのように分析するかという技術的な手法が恐らく重要になってくるかと考えるんですけども、現在どのような分析手法を想定しておられるのか、またその分析はどちらの責任において行われるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○望月政府参考人 お答えいたします。証券化支援業務の中では、多数の中小企業向け貸出債権を束ねた上でそれを裏づけとして証券を発行して投資家に売却する、こういうことになるわけでございますけれども、投資家に売却する際には、先ほど申し上げましたように、格付機関の格付が必要となることから、格付を得ている国債、社債等の債券と同様に、投資判断に必要な情報を開示する、そういうことになります。

具体的には、証券化のものになる債権の貸し出しを行った金融機関が、貸出先たる中小企業の数や一件当たりの貸出額、貸出先の業種構成、貸出先を選定する際の財務基準などの情報を民間の格付機関に説明をし、格付機関はそうした情報を投

資家に開示するとともに、それらをもとに資産担保証券の格付を行うことになるということでございます。

○村越委員 これで二つの論点に入りたいと思うんですが、金融機関は証券化に果たして本当に積極的になるのかどうかというところなんです。このたびの証券化は、主にどの種別の金融機関がターゲットになってくるのか。都銀、地銀、第二地銀、信用金庫等々、具体的なものがあればお答えいただきたいと思います。

また、そういった金融機関が中小企業に対してどのような立場をとっているのか、中小企業支援に本当に積極的になっているのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○菅大臣政務官 申し上げるまでもなく、これは中小企業を支援するための制度としてスタートするわけでありますから、当然中小企業向けの無担保融資を促進するものにならなきゃならないというふうには私は思っています。

二種類ありまして、保証型、買い取り型、先ほどから申し上げておりますけれども、保証型におきましては、証券化事務自体をみずから行うことができる、ですから、これは都銀が当たるといふに思います。

さらに、買い取り型は、地域や業種の偏り等により単独では証券化が困難な金融機関、これを想定いたしておりますので、地銀とか信用金庫、そういうものが当たる、このように考えております。

○村越委員 この事業によって、中小企業に対する新規融資のリスクを軽減することが本場にできることになれば、金融機関の財務状況も当然ながら改善されていく可能性はあるわけですが、この事業の効果として、民間金融機関が抱えている既存の不良債権の処理も加速するようになるかどうか、どのようにお考えでしょうか。

れを考えたときには、向上するなどのメリットがあるというふうに考えています。

○村越委員 この法案の作成に当たって、先ほどいろいろ挙げた金融機関からヒアリングをしていると思うんですけども、そういった金融機関からどういった評価をいただいているのか、お聞かせください。

○菅大臣政務官 本年の一月から二月にかけて、いわゆる金融機関からヒアリングを行っておりますけれども、幅広い、極めて高い関心を金融機関が持っている、このことを私どもは感じ取っております。

○村越委員 先ほどの買い取り型と保証型で、保証型が九百億、それで買い取り型が千五百億と算定されているというふうに承りましたが、その数字の根拠が一体どこにあるのかということ、また、金融機関にそれだけのニーズが本場にあるのかどうか、どのように見ておられるのでしょうか。

○望月政府参考人 先生、これはまず、基本的には、予算要求をする際の私どもの一つのある意味では目標値などともあるわけでございまして、予測値とは若干違うものと受け取っていただきたいと思っております。

しかしながら、現実性があるのかということでは、先ほど申し上げましたように、既に東京とか大阪におきまして地域版のCLOがもう既に前例が幾つかございまして、そのCLOの一回当たりの発行規模などを前提として、私どもはそれがある程度全国に、仮に、東京、大阪はある程度自分でもできるような企業の集中度等があるわけでございましてけれども、これをそういうのができないようなところも含めて全国に展開していくとすれば、それぐらいの可能性はあるのではないかとということで想定をしたところでございます。

○村越委員 結局のところ、先ほど三つの点から検討する必要があると申し上げましたが、最終的に中小企業に対してお金为本場に行くようになるのかどうかということが一番大事だと思うんです

が、中小企業に対する支援というのは経済産業省だけではなくて、きょう副大臣もお見えですけれども政府が一丸となってやはり取り組んでいかなければならない問題だと考えています。とりわけ金融庁と経済産業省が連携してこの問題に取り組んでいく必要があると思うんです。

そこでお尋ねをしたいと思います、本法案によって、この証券化が行われた際に民間金融機関等が一部の劣後債を引き受けることになっているんですけども、これも予測であって細目はわからないということなんでしょうが、大体どのぐらいになるのか、もし見当があればお答えいただきたいと思います。

○望月政府参考人 先ほどちょっと申し上げましたけれども、全体の規模の中では、三から四割ぐらいの劣後部分が残るというふうに考えておりますので、これを引き受けることになろうかと思えます。

○村越委員 民間金融機関が引き受けることになるであろうこの劣後債がどういった資産評価をされるようになるんでしょうか。特に、金融庁の検査でどういった評価がなされるようになるのか、お答えいただきたいと思います。

○伊藤副大臣 お答えをさせていただきますと思います。

委員から、証券化した劣後債が金融庁検査でどのように評価をされるか、こういうお尋ねでございましたが、私どもといたしましては、他の劣後債と同様の会計基準に基づきその評価がなされているかどうか、そうした検証を行うことになろうかと思えます。

この部分についての会計基準であります、金融商品会計に関する実務指針の百十八号及び三百号で詳しく取り扱いが記載をされておりまして、具体的には、劣後債の会計基準での評価について、特定の条件下において通常の債権を上回る高い信用リスクが生じるためその発生し得る損失見積額を引き当てることとされており、検査においても会計基準に沿った検証を行うこととなります。

○村越委員 加えてちょっと伺いたいんですけど、金融庁が貸し渋り・貸し剥がしホットラインというのをやっている。一部、ホットラインじゃなくて、ほんとにラインだという意見もあるようですけれども、（発言する者あり）ありがとうございます。そういうのをやっているそうなんですけれども、この利用がだんだんだんだん減っているというふうな数字が出ていると思います。

一方で、現実には、貸し渋りとか貸しはがしというのは一向になくなっていないということも耳にしているわけですが、これについてどういった認識をお持ちなんですか。状況は改善されているとお考えでしょうか。

○伊藤副大臣 ほっとくラインというふうなお話がございますけれども、私どもといたしましては、借り手の声を幅広く聞くためにこのホットラインというのを十四年の十月に開設させていただきました。そしてこの受け付け状況については四半期ごとに情報開示をさせていただいてるところでございます。この推移を見ますと、御指摘のとおり減少傾向が見られるところでございます。

この減少の要因ではありますが、必ずしも明確にすることがなかなか難しいところがございますけれども、中小企業関連の指標というものが最近少しづつよくなっておりますので、借り手の企業全体からすれば幾分改善している可能性はあるのではないかとこのように思っております。

例えば日銀の短観を見ましても、中小企業に対する貸し出し態度判断のDI、これが少しずつよくなっておりますし、また、当委員会の調査室が行った調査においても、貸し渋り、貸しはがしを受けた経験の有無について過去と現在を比べた場合に、これが改善をしているというアンケート調査結果が出ているところでございます。

いずれにいたしましても、私どもといたしましては、引き続き、このホットラインを周知していく、そしてホットラインに寄せられた情報について

は、検査監督に当たって重要な情報として活用していきたいと考えております。

○村越委員 貸出債権の証券化自体は、中小企業の資金供給の円滑化に即時的な効果があるというよりも、証券市場が拡大したときに民間金融機関が融資をしやすくなるという、即時的な効果よりも二次的な効果が大きいという指摘があります。そうだとすると、我が国における証券化市場はまだ未成熟であるということ、また、そのニーズがまだ未知数だ、具体的な目標が立てにくい、そういうことに加えて、金融庁の方で二〇〇六年度末から適用予定の新しいBIS規制等によって証券化商品のリスク評価基準が厳しくなるとすると、貸出債権の証券化市場の拡大にむしろ若干懷疑的にならざるを得ない部分があるわけですが、そういった点に関して、金融庁のこの証券化市場の将来に対する御所見を副大臣からお聞かせいただきたいと思います。

○伊藤副大臣 今、新BIS規制についてのお話がございますが、この新BISの規制については、所要の自己資本の水準を平均的に、現行基準よりも重くも軽くもしない方針のもとで作業を進めているところでございまして、見直し案の一部についてはのみ、国際的な合意が得られる前に先取りして何か今のようなお話がされるというのは適当なことではないのではないかと、軽くも重くもならないというふうに御理解をいただきたいと思います。

○村越委員 よくわかりました。今後、この事業が仮にうまくいったとすれば、当然ながら、中小企業に対して民間金融機関からの融資が拡大していくことが期待できるわけですが、その際に、中小公庫の本来の目的である直接融資の総額というか、本来の業務の行く末というのはどういふふうになっていくのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○中川国務大臣 七月一日からこの信用事業が中小公庫に合体というか統合されるわけでありまして、今御指摘のように、片っ方では融資、

片っ方では信用、あるいはまた証券化事業ということになるわけですが、基本はあくまでも、何回も申し上げますが民間の産業と金融の関係の補完であるという前提に立つわけでございまして、あくまでもツールとして、私の立場からは、産業あるいは中小企業を中心とした日本の事業会社の発展、あるいはまた再生のために資するという観点でございます。

そういう中で、融資事業と信用その他の事業と、この証券化の事業も含めまして、それぞれ一つの、メニューの中のそれぞれということでありまして、例えばファイアウオールも含めまして、体制をきちっと整えていかなければならないことは当然のことだと思っております。

○村越委員 最後にちょっと伺いたいんですけど、貸出債権市場が成熟して中小企業に本当に資金が還流するようになったときに、公的な関与のあり方をどういふことを大臣が先ほどから繰り返しおっしゃっていらっしゃいますけれども、貸出債権市場における政策金融のいわば出口戦略みたいなものがあれば伺いたいと思います。

○中川国務大臣 民業の補完であるという大前提でございますが、実は民業の補完といいますが、民業を圧迫しないという意味の補完と、それから、今後あるべき一つの新たな産業金融の形態をひとつ一歩先に、試してみようと言ったら変ですが、けれども、先駆的にやってみる役割というものも補完の中にあるのではないかとこのように考えます。

そういう意味で、先ほどから委員御心配になつていらつしやるように、このマーケットのシステムがきちっと機能するかどうかということがこの証券化の大きなポイントになるわけでございまして、そこが今のところ、投資家も、あるいはまた格付機関も、あるいはまた、もともと債権のつくり手といましようか、もとの金融機関の方

も含めてまだまだ経験不足、技術不足。あるいはまた、特にアメリカなんか比べればまだまだ未成熟な部分があるので、今後、こういう手法あるいはこういうマーケットも必要だという前提に立つて先駆的にやっていくということも、ある意味では一つの補完的な機能であろうというふうに考えております。

○村越委員 ありがとうございます。以上で私の質問を終わります。

○根本委員長 塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

最初に、商工会・商工会議所法改正案について一問お尋ねいたします。

今回の法改正におきまして、商工会議所同士及び商工会同士の合併というのは市町村合併の動きと直接連動するものではなくて、合併の可否はあくまでも商工会議所同士、商工会及び地域の自主性に基づき検討され得るものだ、これが基本だと、その点を確認したいんですけれども、いかがでしょうか。

○中川国務大臣 今、市町村合併という一つの政府としての意向があることは事実でございます。それによって、それぞれの市町村の商工団体、会議所、商工会が、やはり自分たちも合併をした方がメリットがあるというときには、今の制度においてはいろいろとふぐあい、税制上等のふぐあいがございしますので、そういう自主的な判断で合併をしたいというときのための応援というか、余計な負担をかけないための法律でございます。あくまでも合併の判断は自主的なものだというのが前提でございます。

○塩川委員 それぞれの自主性が尊重されるというところで承知をいたしました。

次に、政府の政策金融改革の方針と中小企業公庫の問題についてお尋ねをいたします。

この間、一連の政府の方針が出されておりますけれども、二〇〇一年の十二月ですからもう二年余り前ですけれども、特殊法人等整理合理化計画の中に中小企業金融公庫についても指摘がありま

す。その中で、中小企業金融公庫の一般貸し付けについて、「市場のニーズに応じ、規模を縮減する」とあります。この「規模を縮減する」というのはどういうことなのか、この点をお聞きしたいと思っております。

○菅大臣政務官 確かに、委員のおっしゃるように、そういうことが言われております。

また同時に、十四年には経済財政諮問会議の中で、不良債権処理の集中処理期間とされる十六年度までは政策金融機関を最大限活用し、円滑な中小企業金融が確保されるようにする、こういうこともあるわけであります。

私も、こうしたことを踏まえまして、現下の中小企業金融をめぐる状況の中で、大体前年度と同じぐらいの一兆九千億程度の規模の融資を実は行っております。そしてまた、経済財政諮問会議の結論では、民間金融機関の正常化への道筋を踏まえて段階的に政策金融改革を進めていく、こうされておりますので、私も、こうした二つの方針を踏まえながら、中小企業の皆さんに円滑に金融が渡るように取り組んでおります。

○塩川委員 来年度いっばいの不良債権処理集中期間については維持する、しかしその先はわからない話で、実際、民間金融機関が大きく中小企業向けの貸し出しを減らし続けているこの傾向がもし続くのであれば、政府系金融機関、今回の場合、中小企業金融公庫の一般貸し付けも縮減するのでしょうか、維持するのでしょうか。

○菅大臣政務官 あくまでも政府系金融機関というのは、先ほど来大臣が申し上げておりますように、民間の金融機関を補完する、そういう観点の中で、中小企業の方に円滑に資金が行くような形で私どもは進めていく、そういうつもりで行っていききたいと思います。

○塩川委員 いや、要するに、民間金融機関が減らし続けても維持しないで、将来は減らすということなんですか。

○菅大臣政務官 円滑に中小企業金融が回るようにするということです。

○塩川委員 維持するということではないというお話になると思うんですけれども。

あわせて、今お話もあつた経済財政諮問会議の「政策金融改革について」では、「政策金融の手法の革新」というのがあります。ここには、「諸外国の民業補完の事例を参考にしつつ、間接融資、債務保証等の手段への移行」を図るとあります。

ここにあります「間接融資、債務保証等の手段」というのはどういうものを指すのか、また外国のどんな事例を参考にされるのか、この点をお聞きいたします。

○菅大臣政務官 今回、法案としてお願いをしております証券化支援業務、これを私も考えておりますし、諸外国の事例をいたしましては、アメリカの中小企業庁の貸出債権の流動スキームを参考といたしております。

○塩川委員 アメリカの中小企業庁というのは、直接貸し付けは余りなくて、保証業務中心だということにお聞きしているんですけれども、そういうことでよろしいんでしょうか。

○中川国務大臣 アメリカの場合には保証業務が中心でございます。しかし、今回の日本のスキームは、買い取り型と保証型と二つあるわけでございますが、先ほど政務官が申したように、アメリカのスキームを参考にしているということでございます。

○塩川委員 いや、私は、証券化支援のことを聞いているんじゃないで、政策金融そのものの大きな話としてどうですかということをお話を聞いたものですから、アメリカのSBAの場合で言えば、日本のように直接貸し付けということではなくて、保証業務中心なんじゃないでしょうかという趣旨でお聞きしたんです。確認だけ。

○中川国務大臣 そのとおりでございます。

○塩川委員 特殊法人等整理合理化計画の「中小企業金融公庫」の中では「リスクに見合った金利設定の導入を検討」という部分があります。

信用力の乏しい中小企業にとっては、金利引き上げにつながるリスクに見合った金利設定は大変

な負担だと思うんですが、この文言どおりで見ると、金利引き上げとなるようなリスクに見合った金利設定を推進するという立場だということでしょうか。

○菅大臣政務官 リスクに見合った金利設定もその一つとして考えるということでもあります。それは、これだけ中小企業金融が厳しい状況にありますので、無担保無保証という制度、これを私も今お願いをしていますし、これ以外にも、ことしの四月から、例えば中小公庫あるいは商工中金の創業・新事業融資制度、こういうものについては、経営者本人の担保なしでこれはお金を貸しますから、そういう場合は、やはり通常の金利よりも若干上乗せをするとか、そういうことはあつてしかるべきであると思ひますし、そういうことを考えております。

○塩川委員 要するに、借り手の方の融資の条件が改善されるという中で、多少のリスクに応じたという意味での金利の引き上げというのは、それはそれとしてある話だと思ひます。

私がお聞きしたいのは、同じ条件であっても、民間金融機関などは収益性の向上という立場から、この間、随分金利の引き上げ交渉をやつて、応じなければ貸しはがしたと大分やってきたわけですよ。それと同じようなことを、政策金融機関、中小公庫でもやることになるんじゃないか、その点はどうですかとお聞きしているわけなんです。

○菅大臣政務官 それはありませんし、民間の金融機関にもそういうことがないような形で、私どもは新たに無担保無保証のものを実は考えているということでもあります。

○塩川委員 諮問会議の「政策金融改革について」の文書の中では、「融資条件の適正化の徹底」ということで「民間に準拠した、リスクに見合った金利設定の導入」と言っているものですか、私が頭に思い浮かべるのは、金利の引き上げが貸しはがしかつ、あの大問題になった、このことをやっぱり念頭に置かざるを得ない。

中小公庫にあってはこれと同じことが起こり得ない、そういうことでよろしいですか。

○中川国務大臣 委員が先ほどから言われていることは、二つのことに分けて考えなければならぬ。

まず、十六年度までの集中的な金融、中小企業に対する特別の期間、これは十六年度をもつて、正常と言ったら変ですけれども、中小企業に対する特別の対策というものは脱却するであろうということ、その後の経済、中小企業も含めた日本経済が健全な状態になる、あるいはまた、名目成長率も含めて、きちつとしたそういう状態に日本経済がなるといって、先ほどから申し上げている、国から民ができることは民へという流れとも類似するような、要するに、採算ベースも配慮に入れたという形でそういう表現を使っているわけであります。

現在、あくまでも集中改革期間でございますから、その中で政府系金融機関のあり方というのは、民間ではできないところは一層頑張っていくんだということであり、民の補完に徹するという、今もある意味では徹しているんですけども、普通の形といえようか、通常型の補完型に戻るといって、今の状況がそのまま続くか続かないかによって、先生の御質問の答弁は若干変わってくるんだらうと思います。

○塩川委員 要するに、中小企業の資金繰りがまだ大変な状況が続くのであれば、一方的な規模の縮減とかリスクに見合った金利の引き上げなどは、政策金融機関としては行わないというふうに考えてよろしいんですか。

○中川国務大臣 これは、今のような、過去数年間のような状況、つまり中小企業をめぐる金融情勢が非常に厳しいということが仮に続くのであれば、我々は、中小企業を中心とした産業金融に対して特別の配慮を引き続き続けていかなければならないというふうに考えております。

○塩川委員 次に、証券化支援にかかわって何点

かお聞きいたします。

経済財政諮問会議の「政策金融改革について」では、何点かお聞きしましたけれども、例えば対象分野の厳選ですとか規模の縮減ですとかリスクに見合った金利設定の導入という、そもそもここであつた政策金融のあるべき姿という、改革の中身として語られているわけですから、それとあわせて、これは一番最後の方に、こういう改革とあわせて、「市場型間接金融や直接金融の拡大など、資本市場、民間金融機能の高度化を進める。」という文言があります。

こういう市場型間接金融とか直接金融、これは今回の証券化支援もその中に含まれるということではないでしょうか。

○中川国務大臣 一般論として、金融手法の多様化という中に、間接金融重視から幅広い、つまり直接金融型といえようか、直接金融の手法も大いに取り入れた産業金融手法というものもこれからどんどん取り入れてくる、メニューを多様化していくということでございます。

それから、現時点において、中小企業はまだまだ厳しいので、そのための手段としても、無担保という形での融資、それが証券化されるという意味での今回のスキームも、これは両方というまいやうか、今の厳しい状況においても十分役立つものというふうに理解をして御提案をしているところであります。

○塩川委員 言葉の問題で、市場型間接金融の一種として証券化支援があるということではよろしいんではないでしょうか。

○望月政府参考人 市場型間接金融というのは、定義の方が余りない言葉でございますけれども、私どもは、今回の中公法の証券化業務を検討する際には、市場型間接金融のカテゴリーの一つというふうに考えて構想したものです。

○塩川委員 民業補完という大きな方向性での政策金融機関の改革、それと一体に、あわせての市場型間接金融や直接金融の拡大というのがありということ、今回の証券化支援というのが政府の

政策金融改革と一体に行われているというのがここに示されているんだと思うんです。

そこで、今回の貸出債権の証券化によって無担保融資の受けられるような中小企業は、来年度、大体幾つくらい想定しているのか、ざっとで結構なんですか、お聞きします。

○望月政府参考人 法律が成立いたしましたから、の仮定の話でございますから、なかなか幾つと言ふのは難しいのでございますけれども、例えば、ある程度証券化しようとして、規模の大きい融資になることが多いわけでございまして、仮に一千万の融資だといえますと、例えば保証型で言えば、九百億あるわけでございまして九千件になりますか、そういう程度の想定をしているというぐらいいいとお考えいただきたいと思います。

○塩川委員 多様化という流れの中ではあるんですが、先ほど、まずは第一歩みたいなところが当然あつて、広い中小企業の資金需要に、即これとこたえられる即効性のあるものじゃないということではあると思うんです。

そこで、これは、中小企業庁の内部で取りまとめられた、中小企業金融の新たな手法に関する研究会というのが昨年の二月、最終取りまとめをなさっております。そこで書かれていることであるほどと思う指摘があつたんですけれども、この証券化の問題で、中小企業向けの貸付債権の証券化は難しく、アメリカでも証券化されているのは大企業向けに限られているとか、また、海外でも地域金融機関は、リレーショナルシップバンキングの観点から、取引先企業の貸付債権をオフバランス化する証券化には消極的だ。リレーンについて言えば、当然、顔を見てやるわけですから、それを切り離しちゃつたらそもそもその前提が失われるわけですから、消極的だ。

そういう意味での広い金融機関、地域の金融機関が活用するという条件がどれだけの割合と率直に思うんですが、こういう指摘には経済産業省としてはどのようにお答えするんでしょうか。

○望月政府参考人 それは私どもの部内の勉強会

の報告書だと思ひますけれども、実際、そういう御指摘はもちろんですけれども、実際にサーパーイしてみますと、そういう証券化が行われているということもございまして、これは、それぞれの国の金融事情、あるいはそのときの金融事情によって随分左右されるんじゃないかと思ひております。

現に、私どもとしては、例えば今、民間金融機関の姿勢、これは大手都銀も含めて、中小企業金融に対してむしろこれが随分積極的になりつつあるわけでございまして、そういった状況を考えてまいりますと、こういったものの、新しい手法への需要というものは掘り起こせるのではないかとはいふには思ひております。

○塩川委員 やはり、地域金融機関がリレーショナルシップバンキングを推進する流れの中で、オフバランス化になるようなこういう証券化というのは、率直に言つて難しいんじゃないかという思いがありますし、海外でも大企業向けが中心と言われる中で、中小企業向けがどれだけ成功し得るのか、その点について懸念を持っていますところでもあります。

それから、今回、中小公庫に中小企業総合事業団から信用保険業務が移つてまいります。その信用保険制度について何点かお聞きしようと思ひます。

今紹介しました中小企業庁の中小企業金融の新たな手法に関する研究会の取りまとめの中でも、この信用保証制度についても指摘があります。ここでは部分保証制度についても指摘をしておりますけれども、部分保証制度のあり方では、「将来的に部分保証制度の導入について検討を進めていくべき」とあります。

しかし、金融機関の中小企業向け貸出しが減少している中で、部分保証の導入というのがかえって担保余力がない中小企業への融資の道を狭めることになるのではないか、こういう懸念を持つていますが、この点はいかがでしようか。

○望月政府参考人 おっしゃるとおり、双方の御

議論があるかと思いますが、本件につきましては、ただ、一方で、一〇〇％保証に対する御批判もきよの委員会でも御指摘をされた方はおられたと思ひまして、私どもは、そのほゞまの中で、例えば売掛債権融資保証制度のように、今先生おっしゃいましたような、担保に懸念のないような、制度を導入する際には、九〇％の部分保証にするというようなことを試的に導入をしていくという状況でございます。私どもとしては、そういった両面から研究はしなきゃいけないということを思っているわけでございます。

○塩川委員 衆議院の方の経済産業調査室がこういう「中小企業金融の現状と今後の在り方」という冊子をまとめました。これは、拝見しまして立派だなと思つたのは、アンケート、実態調査を行つていまして、帝国データバンクに力をかけていただいて、一万一千社から回収をした調査なんです。そういう意味では、かなりリアルな、地方や業態にも目配りをしたような調査が行われています。

その中で、零細の事業者が金融排除を受けやすいということを描き描きしております。「メインバンクから貸してもらえなかつた企業の割合」というのが、三百人以上以上の企業では二・八％、百人から三百人が五・三％、二十一人から百人が一・二％、二十人以下では一・八・二％と際立つて高いわけでありまして、このような零細事業者に配慮した施策こそ必要で、そういう点でも部分保証の問題についての懸念というのを率直に感じるわけですね。

あわせて、信用保証制度については、信用リスクに応じた保証料率の導入の話もあります。導入を検討していくことが必要だというふうなこの研究会の取りまとめでも紹介をしておりましたけれども、信用リスクに応じた保証料率の導入は、本来、今紹介しましたような政策支援が求められている、信用力の乏しい零細事業者の負担を大きくすることになる、率直にそう思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○望月政府参考人 先生おっしゃるような側面というのもございますので、私ども、直ちに全面的にそういう思想をここに導入するということを出しているわけではございません。

他方、リスクに見合った保証料率の導入について、例えば有担保保証の場合と無担保保証の場合で、有担保の場合は一・二五％の保証料率、無担保の場合は一・三五％の保証料率といったような点で区別をして保証料率を決めてみるというふうな、痛みの少ないところでまず公平感を得るために導入しているというふうなことがございます。

全面的な話につきましては、私どもとしては一層の検討が必要だというふうな思つております。

○塩川委員 よく部分保証の話では海外の事例を紹介していただくんですけれども、この信用リスクに応じた保証料率を設定している、外国ではそういう事例というのはどうなんでしょうか。

○望月政府参考人 現時点で私どもが知り得る範囲では、諸外国では一律が多いと思ひます。

○塩川委員 ですから、調査でも、イギリス、フランス、ドイツ、アメリカ、韓国の事例の調査を踏まえて、確かに貸し出しの金額に応じて若干の保証料率を変えていくところは、お隣の韓国なんかもあるそうですけれども、信用リスクに応じた保証料率の変更をやっている国というのはないわけですね。そういうのは、事務手続の煩雑さを防ぐとかそういうことも含めて、現実にはそういう対応をしているわけで、私は、やはりそういうところに本来保証料率のあり方というのを求められてるんじゃないかなというのを率直に思うわけですね。

政策的な取り組みという意味で、そういうことが基本ではないかということも率直に思うわけですね。それから、特にこういう部分保証の導入ですとか信用リスクに応じた保証料率の導入とかいうのは、方向として、今の金融情勢とか経済情勢のもとで直ちに行うようなものではない、私はそのことを率直に思うんですが、この点、いかがでしょうか。

○中川国務大臣 主に中小企業を前提にお話をさせていただきますが、日本経済の中で中小企業が総じて厳しいというか、依然として厳しい状況にある中小企業が多いわけでございます。そういう中でどういふふうな産業金融をやつていったらいいのかわかること、いろいろと御指摘もございました。

一番いいのは、ただでお金を貸してあげるのが一番いいんでしょうけれども、そこにはリスクというものが伴うわけでございますから、そこに担保があり保証がありということですが、その担保や保証をどうやって少なくしたり、一部なくしていったりしているかという現行の制度にさらにどういふ手法があるかということで、この法案の御審議をいただいているところでございます。

部分保証の問題とリスクに応じてとかわるいところありますけれども、ざりざりのところで、さっき、補完という中には、民間がまだやり切れないところを、一歩先に行くのも国の仕事として、特に中小企業の産業金融の分野では必要なのではないかと私自身は思っているわけでございます。で、そういう観点から、検討中のところもまだございまして、ざりざりのこの厳しい、今まさによくなつていくか依然として厳しくなるかという状況のところで、いかに政府系の制度あるいは金融、保証も含めたいろいろなことについて何ができるかというざりざりのところでこの法案、それからまた今の御議論もいろいろと御審議をいただいているわけでございまして、そういう意味で、いろいろ、塩川委員から見たら百点満点の制度ではないのかもしれませんが、リスクを伴うという中で、ざりざりのところだということもぜひとも御理解いただきたいというふうに思ひます。

○塩川委員 産業金融の新たな担い手の多様化ということが今回も議論になつていまして、それだけでも、その担い手の方なんですが、信託会社の中

小企業向け融資について、公的な信用補完制度の対象とする、信託法の改正とあわせて信用保険法の政令に信託会社を入れるということがこのたび行われることになりました。

具体的には、どういふところを想定されておられるのか。つまり、既に中小企業金融で実績を重ねているような、信用保険法政令の改正で新たに加えるような事業者、ちよつと具体的に教えていただければと思うんです。

○望月政府参考人 今回の産業金融の政策の中で、担い手の多様化ということの一つのテーマではございますけれども、事業会社などで、経営で、事業金融に関心を持ち、あるいは実績のある会社が信託会社をつくつてそういう事業金融に進出するような場合に、本件のようなことの対象になるのではないかとこのように思つております。

○塩川委員 現在、信託業法に基づいて信託業法の免許を受けた信託会社というのはないというふうな聞いていますけれども、要するに、だからこれから参入してくるわけですね。そういうところというのは、例えば、リコーリースさんですとか三洋倶楽部さんとかトヨタファイナンスさんとか、何かそういうイメージというのが具体的にあって話も進んでいるのかと思うんですが、何か具体的にそういう動きがあるのであれば、その点を紹介していただけますか。

○望月政府参考人 ちよつと個別具体的に申し上げるのはいかがかと思ひますけれども、ポテンシャルは、そういう会社があるかと思ひます。

○塩川委員 終わります。

○根本委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十三分散会